

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	横須賀市は、個人住民税・森林環境税、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税の賦課徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等に影響を及ぼしかねないことを認識し、漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、個人の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言します。	横須賀市は、個人住民税・森林環境税、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税の賦課徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等に影響を及ぼしかねないことを認識し、漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、個人の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	Ⅰ 基本情報 １．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務内容 ※ 特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容の6まで	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税のうち市税（個人市民税と併せて徴収する個人県民税及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による森林環境税を含む。以下同じ）に関する事務全体は以下のとおりです。 １ 納税義務者からの申告・届出等や調査による課税事務 ２ 納税義務者からの納税の管理、納税義務者への還付等を行う収納事務 ３ 期限内に納付がない者への督促状等発送や滞納整理を行う滞納整理事務 ４ 納税義務者等の宛名管理事務 特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容は以下のとおりです。 １ 納税義務者からの申告や届出を受け付け確認します。また、税務署、年金保険者、企業、他自治体から申告情報を取得します。 ２ 納税義務者からの情報により、控除、減免等を確認します。 ３ ２について、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第19条（別表第2）に基づき、障害者情報や生活保護情報等を情報提供ネットワーク経由で入手し、減免等を確認します。 ４ 個人住民税における所得情報を情報提供ネットワーク経由で提供します。 ５ １～３により決定した賦課内容を納税義務者や年金保険者、企業へ通知します。 ６ 納税義務者の納付（納入）情報を金融機関からの領収済通知書により確認します。	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税のうち市税（個人市民税と併せて徴収する個人県民税及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による森林環境税を含む。以下同じ）に関する事務全体は以下のとおりである。 １ 納税義務者等からの申告・届出等や調査による課税事務 ２ 納税義務者等からの納税の管理、納税義務者への還付等を行う収納事務 ３ 期限内に納付がない者への督促状等発送や滞納整理を行う滞納整理事務 ４ 納税義務者等の宛名管理事務 特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容は以下のとおりである。 １ 納税義務者からの申告や届出を受け付け確認する。また、税務署、年金保険者、企業、他自治体から申告、届出情報を取得する。 ２ 納税義務者等からの情報により、控除、減免等を確認する。 ３ ２について、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年5月24日デジタル庁・総務省令第9号。以下「情報提供主務省令」という。）に基づき、障害者情報や生活保護情報等を情報提供ネットワーク経由で入手し、減免等を確認する。４ 個人住民税における所得情報を情報提供ネットワーク経由で提供する。 ５ １～３により決定した賦課内容を納税義務者や年金保険者、企業へ通知する。 ６ 納税義務者の納付（納入）情報を金融機関からの領収済通知書により確認する。	事後	法令の題名等の形式的な変更のため重要事項に当たらない。
	Ⅰ 基本情報 １．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務内容 ※ 特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容の7から	７ 過納付や誤納付があった場合は、納税義務者へ還付、充当を通知します。 ８ 納期限までに完納しない場合は、納税義務者に対して督促状を発送します。 ９ 督促後も完納しない場合は、滞納整理を行います。 １０ 納税義務者等から税に関する各種証明の申請があった場合は、申請に応じた証明書を発行します。 １１ 健康保険システムに所得情報を提供します。また、健康保険料情報に基づき、社会保険料控除を算出します。 １２ 各業務情報に基づき、障害者控除の算出、社会保険料控除の算出、非課税者の抽出、減免額及び控除額の算出を行います。	７ 過納付や誤納付があった場合は、納税義務者へ還付、充当を通知する。 ８ 納期限までに完納しない場合は、納税義務者に対して督促状を発送する。 ９ 督促後も完納しない場合は、滞納整理を行う。 １０ 納税義務者等から税に関する各種証明の申請があった場合は、申請に応じた証明書を発行する。 １１ 健康保険システムに所得情報を提供する。また、健康保険料情報に基づき、社会保険料控除を算出する。 １２ 各業務情報に基づき、障害者控除の算出、社会保険料控除の算出、非課税者の抽出、減免額及び控除額の算出を行う。	事後	法令の題名等の形式的な変更のため重要事項に当たらない。
	Ⅰ 基本情報 ２．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム1 ②システムの機能	１ 賦課システム 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税のうち市税の課税データの管理、納税管理人や納付方法の管理を行うシステムであり、次の機能を有します。①各税目の納税者番号の確認・付番、②各税目の税額計算及び台帳の作成、③申告書等の情報の管理、④納税者に関する基本情報や関係者情報の管理、⑤各税目の納付書や納税通知書等の帳票発行、⑥法定調書等の資料情報の管理 ２ 収納システム 市税の収納及び滞納整理データを管理し、次の機能を有します。①金融機関からの入金情報の取り込み、②還付・充当情報の作成及び通知書の作成、③納付書、督促状、催告書の作成、④統計・決算情報の作成、⑤口座情報・納税貯蓄組合情報の管理、⑥延滞金・還付加算金の計算、⑦滞納者情報の管理、⑧滞納処分書類の作成 ３ 宛名管理システム 住民登録者及び住民登録外者の住所・氏名・送付先等の宛名情報を管理します。 ４ 税証明システム 市税に関する各種証明書を発行します。	１ 賦課システム 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税のうち市税の課税データの管理、納税管理人や納付方法の管理を行うシステムであり、次の機能を有す。①各税目の納税者番号の確認・付番、②各税目の税額計算及び台帳の作成、③申告書等の情報の管理、④納税者に関する基本情報や関係者情報の管理、⑤各税目の納付書や納税通知書等の帳票発行、⑥法定調書等の資料情報の管理 ２ 収納システム 市税の収納及び滞納整理データを管理し、次の機能を有す。①金融機関からの入金情報の取り込み、②還付・充当情報の作成及び通知書の作成、③納付書、督促状、催告書の作成、④統計・決算情報の作成、⑤口座情報・納税貯蓄組合情報の管理、⑥延滞金・還付加算金の計算、⑦滞納者情報の管理、⑧滞納処分書類の作成 ３ 宛名管理システム 住民登録者及び住民登録外者の住所・氏名・送付先等の宛名情報を管理する。 ４ 税証明システム 市税に関する各種証明書を発行する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	Ⅰ 基本情報 ２．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム3 ②システムの機能	・地図情報管理機能 固定資産（土地）の地図情報（個人番号を含まない。）を航空写真・都市計画基本図等とあわせて管理します。	・地図情報管理機能 固定資産（土地）の地図情報（個人番号を含まない。）を航空写真・都市計画基本図等とあわせて管理する	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	Ⅰ 基本情報 ２．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム4 ②システムの機能	・家屋評価計算機能 固定資産評価基準に基づき家屋の評価計算を行います。	・家屋評価計算機能 固定資産評価基準に基づき家屋の評価計算を行う。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	Ⅰ 基本情報 ２．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム5 ②システムの機能	団体内統合利用番号と既存業務システムの宛名番号とのひも付けを行い、既存業務システムと中間サーバー・プラットフォームとの間で特定個人情報の連携を行います。	団体内統合利用番号と既存業務システムの宛名番号とのひも付けを行い、既存業務システムと中間サーバー・プラットフォームとの間で特定個人情報の連携を行う。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	Ⅰ 基本情報 ２．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム6 ①システムの名称	審査システム（eLTAX）	電子申告等システム（eLTAX）	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	1 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム6 ②システムの機能	・ 地方税ポータルシステム（eLTAX）は、納税者の利便性の向上を図るとともに、税務事務の高度化及び効率化に寄与するため、一般社団法人地方税電子化協議会が構築したシステムであり、平成17年1月から運用が開始されたシステムです。 ・ このシステムは、固定資産税（償却資産）、事業所税の申告、給与支払報告書等の提出、各種申請・届出について、書面に代えてインターネットを通じて手続が行えるものです。 ・ 地方税ポータルセンタ（eLTAX）で受付した電子データは、総合行政ネットワーク（LGWAN）を通じ、審査システム（eLTAX）で受領します。 ・ 審査システム（eLTAX）は、媒体を介して税務システムとデータを連携します。 ①審査システム（eLTAX）から税務システムへの連携：申告データ、利用届出データ、申請・届出データ等 ②税務システムから審査システム（eLTAX）への連携：プレ申告データ、特別徴収税額通知データ等 ・ 審査システム（eLTAX）には、以下の機能があります。 ①個人住民税：給与・公的年金等の支払をする者から、地方税ポータルセンタ（eLTAX）を通じて、給与支払報告書、公的年金等支払報告書を受領します。また、地方税ポータルセンタ（eLTAX）を通じて、給与所得及び年金所得者に係る特別徴収税額を特別徴収義務者及び年金保険者に送付します。また、自治体間で寄附金税額控除に係る申告特例通知の送受信を行います。 ②固定資産税（償却資産）：償却資産の所有者から、地方税ポータルセンタ（eLTAX）を通じて、償却資産申告書を受領します。また、地方税ポータルセンタ（eLTAX）を通じて、あらかじめ所有者名等を入力したプレ申告書を、償却資産の所有者に送付します。 ③事業所税：事業所税の納税義務者から、地方税ポータルセンタ（eLTAX）を通じて、事業所税の申告書を受領します。 ※ 令和元年10月1日から稼働した地方税共通納税システムにおいては、特定個人	・ 地方税ポータルシステム（eLTAX）は、納税者の利便性の向上を図るとともに、税務事務の高度化及び効率化に寄与するため、一般社団法人地方税電子化協議会が構築したシステムであり、平成17年1月から運用が開始されたシステムである。 ・ このシステムは、固定資産税（償却資産）、事業所税の申告、給与支払報告書等の提出、各種申請・届出について、書面に代えてインターネットを通じて手続が行えるものである。 ・ 地方税ポータルセンタ（eLTAX）で受付した電子データは、総合行政ネットワーク（LGWAN）を通じ、電子申告等システム（eLTAX）で受領する。 ・ 電子申告等システム（eLTAX）は、媒体を介して税務システムとデータを連携している。 ①電子申告等システム（eLTAX）から税務システムへの連携：申告データ、利用届出データ、申請・届出データ等 ②税務システムから電子申告等システム（eLTAX）への連携：プレ申告データ、特別徴収税額通知データ等 ・ 電子申告等システム（eLTAX）には、以下の機能がある。 ①個人住民税：給与・公的年金等の支払をする者から、地方税ポータルセンタ（eLTAX）を通じて、給与支払報告書、公的年金等支払報告書を受領する。また、地方税ポータルセンタ（eLTAX）を通じて、給与所得及び年金所得者に係る特別徴収税額を特別徴収義務者、納税義務者及び年金保険者に送付する。また、自治体間で寄附金税額控除に係る申告特例通知の送受信を行う。 ②固定資産税（償却資産）：償却資産の所有者から、地方税ポータルセンタ（eLTAX）を通じて、償却資産申告書を受領する。また、地方税ポータルセンタ（eLTAX）を通じて、あらかじめ所有者名等を入力したプレ申告書を、償却資産の所有者に送付する。 ③事業所税：事業所税の納税義務者から、地方税ポータルセンタ（eLTAX）を通じて、事業所税の申告書を受領する。 ※ 令和元年10月1日から稼働した地方税共通納税システムにおいては、特定個人情報の取り扱わないため、電子申告等システムから地方税共通納税システムは除くものとする。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	1 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム6 ③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [○] その他（地方税ポータルセンタ（eLTAX））	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [○] 税務システム [○] その他（地方税ポータルセンタ（eLTAX））	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	1 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム7 ②システムの機能	・ 国税連携システム（eLTAX）は、国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、一般社団法人地方税電子化協議会が構築したシステムであり、平成23年1月から運用が開始されたシステムです。 ・ 国税庁のe-Taxに申告された所得税申告書等データ及び国税当局に書面で申告された所得税申告書等データが総合行政ネットワーク（LGWAN）を通じて送付されます。 ・ 国税連携システム（eLTAX）には以下の機能があります。 ①国税庁から、地方税ポータルセンタ（eLTAX）を通じて、所得税申告書等データ、法定調書（配当・報酬資料せん、年金・給与資料せん）データを受領します。また、地方税ポータルセンタ（eLTAX）を通じて、扶養是正情報等データを国税庁に送付します。 ②他自治体と所得税申告書等データ、住民登録外課税通知の送受信をします。また、回送資料の受信をします。	・ 国税連携システム（eLTAX）は、国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、一般社団法人地方税電子化協議会が構築したシステムであり、平成23年1月から運用が開始されたシステムである。 ・ 国税庁のe-Taxに申告された所得税申告書等データ及び国税当局に書面で申告された所得税申告書等データが総合行政ネットワーク（LGWAN）を通じて送付される。 ・ 国税連携システム（eLTAX）には以下の機能がある。 ①国税庁から、地方税ポータルセンタ（eLTAX）を通じて、所得税申告書等データ、法定調書（配当・報酬資料せん、年金・給与資料せん）データを受領する。また、地方税ポータルセンタ（eLTAX）を通じて、扶養是正情報等データを国税庁に送付する。 ②他自治体と所得税申告書等データ、住民登録外課税通知を送受信する。また、回送資料を送受信する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	1 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ①事務実施上の必要性	特定個人情報ファイルを利用することで、個人の特定、個人の宛名の実合の正確性が向上し、市税の公平・公正な課税に資することとなるとともに、社会保障に関する情報及び地方税関係情報を入手することで、事務の効率化が図れます。	特定個人情報ファイルを利用することで、個人の特定、個人の宛名の実合の正確性が向上し、市税の公平・公正な課税に資することとなるとともに、社会保障に関する情報及び地方税関係情報を入手することで、事務の効率化が図ることができる。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	1 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ②実現が期待されるメリット	・ 番号制度の導入により、住民税申告書の情報、給与支払報告書等の課税に関する情報や住所等の住民情報の名寄せ・実合ができ、より正確かつ効率的に納税者等の情報を把握することが可能となります。 ・ 紙媒体での照会により確認している被扶養者の所得等の確認や障害者減免の適用のため障害者手帳の提示を求めている事務等について、事務負担の削減が可能となります。 ・ 住民が、社会保障分野の手続きで求めている所得額証明書等の添付書類の提出を省略することができます。	・ 番号制度の導入により、住民税申告書の情報、給与支払報告書等の課税に関する情報や住所等の住民情報の名寄せ・実合ができ、より正確かつ効率的に納税者等の情報を把握することが可能となる。 ・ 紙媒体での照会により確認している被扶養者の所得等の確認や障害者減免の適用のため障害者手帳の提示を求めている事務等について、事務負担の削減が可能となる。 ・ 住民が、社会保障分野の手続きで求めている所得額証明書等の添付書類の提出を省略することができる。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	1 基本情報 5. 個人番号の利用 ※ 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の16の項	番号法第9条第1項 別表第24の項	事後	法令の題名等の形式的な変更のため重要事項に当たらない。
	1 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※ ②法令上の根拠 【情報照会の根拠】	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号及び別表第2の27の項	【情報照会の根拠】 （1）番号法19条第8号 （2）情報提供主務省令の表第一欄が「市町村長」であって第二欄に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例」を含む項のうち本事務に該当するもの（48の項） （3）情報提供主務省令第50条	事後	法令の題名等の形式的な変更のため重要事項に当たらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※ ②法令上の根拠 【情報提供の根拠】	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号及び別表第2第3欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第4欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項）	【情報提供の根拠】 （1）番号法第19条第8号 （2）情報提供主務省令の表第三欄（情報提供者）が「市町村長」であって、第四欄に「地方税関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項） （3）情報提供主務省令第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第9条、第13条、第15条、第17条、第22条、第30条、第39条、第41条、第44条、第50条、第51条、第55条、第59条、第60条、第61条、第65条、第67条、第68条、第71条、第75条、第77条、第78条、第83条、第85条、第86条、第88条、第89条、第90条、第91条、第92条、第93条、第94条、第98条、第100条、第108条、第110条、第117条、第126条、第127条、第131条、第132条、第134条、第139条、第140条、第142条、第143条、第144条、第146条、第149条、第153条、第154条、第157条、第158条、第160条、第162条、第163条、第165条、第166条、第167条、第168条、第169条、第170条、第171条、第172条、第173条、第174条、第175条	事後	法令の題名等の形式的な変更のため重要事項に当たらない。
	(別添1) 事務内容 図	・個人住民税、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税の賦課徴収に関する事務の内容	・個人住民税・森林環境税、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税の賦課徴収に関する事務の内容	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	(別添1) 事務内容 図	審査システム	電子申告等システム	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	(別添1) 事務内容 図		・コンビニ・コンビニ収納代行事業者を記載を追加	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	(別添1) 事務内容 （備考）	① 納税義務者からの申告や届出を受け付け確認します。また、税務署、年金保険者、企業、他自治体から申告情報を取得します。 ② 納税義務者からの情報により、控除、減免等を確認します。 ③ ②について、番号法第19条（別表第2）に基づき、障害者情報や生活保護情報等を情報提供ネットワーク経由で入手し、減免等を確認します。 ④ 個人住民税における所得情報を情報提供ネットワーク経由で提供します。 ⑤ ①～③により決定した賦課内容を納税義務者や年金保険者、企業へ通知します。 ⑥ 納税義務者の納付（納入）情報を金融機関からの領収済通知書により確認します。 ⑦ 番号法第19条（別表第2）に基づき、公金受取口座情報を入手します。 ⑧ 過納付や誤納付があった場合は、納税義務者へ還付、充当を通知します。 ⑨ 納期限までに完納しない場合は、納税義務者に対して督促状を発送します。 ⑩ 督促後も完納しない場合は、滞納整理を行います。 ⑪ 納税義務者等から税に関する各種証明の申請があった場合は、申請に応じた証明書を発行します。 ⑫ 健康保険システムに所得情報を提供します。また、健康保険料情報に基づき、社会保険料控除を算出します。	① 納税義務者からの申告や届出を受け付け確認する。また、税務署、年金保険者、企業、他自治体から申告情報を取得する。 ② 納税義務者からの情報により、控除、減免等を確認する。 ③ ②について、障害者情報や生活保護情報等を情報提供ネットワーク経由で入手し、減免等を確認する。 ④ 個人住民税における所得情報を情報提供ネットワーク経由で提供する。 ⑤ ①～③により決定した賦課内容を納税義務者や年金保険者、企業へ通知する。 ⑥ 納税義務者の納付（納入）情報を金融機関からの領収済通知書により確認する。 ⑦ 公金受取口座情報を入手する。 ⑧ 過納付や誤納付があった場合は、納税義務者へ還付、充当を通知する。 ⑨ 納期限までに完納しない場合は、納税義務者に対して督促状を発送する。 ⑩ 督促後も完納しない場合は、滞納整理を行う。 ⑪ 納税義務者等から税に関する各種証明の申請があった場合は、申請に応じた証明書を発行する。 ⑫ 健康保険システムに所得情報を提供する。また、健康保険料情報に基づき、社会保険料控除を算出する。 ⑬ 各業務情報に基づき、障害者控除の算出、社会保険料控除の算出、非課税者の抽出、減免額及び扣除額の算出を行う。 ⑭ 各業務からの照会に応じ、地方税関係情報を提供する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	II 特定個人情報ファイルの概要 （1）税務関係システムファイル 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲 その必要性	正確かつ公平・公正な賦課徴収業務を行うにあたり、納税義務者の特定等に必要な範囲の特定個人情報等を保有します。	正確かつ公平・公正な賦課徴収業務を行うにあたり、納税義務者の特定等に必要な範囲の特定個人情報等を保有する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	II 特定個人情報ファイルの概要 （1）税務関係システムファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	1 識別情報：随時 2 連絡先等情報：随時 3 業務関係情報 ・国税関係情報（確定申告書）：年26回程度 ・地方税関係情報（給与支払報告書）：随時 ・医療保険関係情報：年2回 ・障害福祉関連情報：年1回 ・生活保護関連情報：年1回月1回 ・介護保険関係情報：年2回月1回 ・年金給付関係情報（年金支払報告書）：随時 （年金特徴者情報）：年19回程度 ・公金受取口座情報：随時	1 識別情報：随時 2 連絡先等情報：随時 3 業務関係情報 ・国税関係情報（確定申告書）：年37回程度 ・地方税関係情報（給与支払報告書）：随時 ・医療保険関係情報：年2回 ・障害福祉関連情報：年1回 ・生活保護関連情報：年1回月1回 ・介護保険関係情報：年2回月1回 ・年金給付関係情報（年金支払報告書）：随時 （年金特徴者情報）：年19回程度 ・公金受取口座情報：随時	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	II 特定個人情報ファイルの概要 （1）税務関係システムファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	課税事務を適正に行うため、法令等の範囲内で適宜、申告等の情報及び税務調査による情報の収集を行う必要があります。	課税事務を適正に行うため、法令等の範囲内で適宜、申告等の情報及び税務調査による情報の収集を行う必要がある。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	II 特定個人情報ファイルの概要 （1）税務関係システムファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	課税に必要な情報については、地方税法第317条の2、第317条の6、第343条、第380条、第383条、第442条の2の条文及び番号法の別表第2の第27の項に規定されています。	課税に必要な情報については、地方税法第317条の2、第317条の6、第343条、第380条、第383条、第443条の条文及び番号法の情報提供主務省令の第48の項に規定されています。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	II 特定個人情報ファイルの概要 （1）税務関係システムファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 ※	1 課税事務 ・申告及び届出等による情報や登録された資産の情報等から課税事務に使用します。 2 収滞納事務 ・課税情報や納税情報等から収納、還付、充当などの総合収納事務に使用します。 ・賦課された税金に対して納付額が不足するものについて滞納整理を行うために使用します。 3 宛名管理事務 ・納税義務者へ通知や連絡する際の、最新の宛名を管理するために使用します。	1 課税事務 ・申告及び届出等による情報や登録された資産の情報等から課税事務に使用する。 2 収滞納事務 ・課税情報や納税情報等から収納、還付、充当などの総合収納事務に使用する。 ・賦課された税金に対して納付額が不足するものについて滞納整理を行うために使用する。 3 宛名管理事務 ・納税義務者へ通知や連絡する際の、最新の宛名を管理するために使用する。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな
	II 特定個人情報ファイルの概要 （1）税務関係システムファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 情報の実合 ※	市税の減免措置に該当するか確認するため、申告情報（国税関係情報、地方税関係情報、年金関係情報）と障害者福祉関係情報、生活保護・社会福祉関係情報を情報提供ネットワークシステムで連携し入手した情報の実合を行います。（上記1）	市税の減免措置に該当するか確認するため、申告情報（国税関係情報、地方税関係情報、年金関係情報）と障害者福祉関係情報、生活保護・社会福祉関係情報を情報提供ネットワークシステムで連携し入手した情報の実合をする。（上記1）	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな
	II 特定個人情報ファイルの概要 （1）税務関係システムファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 情報の統計分析 ※	課税状況調査などの統計分析は行いますが、特定の個人を判別し得るような統計は行いません。	課税状況調査などの統計分析は行が、特定の個人を判別し得るような統計は行わない。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 税務関係システムファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 権利利益に影響を与え得る決定 ※	・ 市税の賦課決定・賦課更正 ・ 滞納者への滞納処分	・ 市税の賦課決定・更正 ・ 滞納者への滞納処分	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな い。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 税務関係システムファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	システムの運用・保守・改修作業を実施するために、税務関係システム ファイルを取り扱う必要があります。	システムの運用・保守・改修作業を実施するために、税務関係システムフ ァイルを取り扱う必要がある。	事後	その他の項目の変更であり事前 の提出・公表が義務付けられな い。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 税務関係システムファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑤委託先名の確認方法	横須賀市個人情報保護条例第14条の3に基づく届出書の閲覧により確認 できます。	個人情報の保護に関する法律第75条に基づく個人情報ファイル簿及び横須賀 市個人情報の保護に関する法律施行条例第3条第7項に基づく個人情報取扱事 務登録簿の閲覧により確認することができる。	事後	その他の項目の変更であり事前 の提出・公表が義務付けられな い。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 税務関係システムファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑧再委託の許諾方法	業務委託契約書の中で、再委託しようとする場合は、あらかじめ書面 により再委託の相手方、業務内容、期間、理由、相手方における責任体制及 び管理責任者等について明らかにし市の承諾を得なければならないとしてい ます。	個人情報の保護に関する法律第75条に基づく個人情報ファイル簿及び横須賀 市個人情報の保護に関する法律施行条例第3条第7項に基づく個人情報取扱事 務登録簿の閲覧により確認することができる。	事後	その他の項目の変更であり事前 の提出・公表が義務付けられな い。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 税務関係システムファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	電算処理業務のために各種申告書の情報を電子データに変換する必要が あり、特定個人情報ファイルの一部が委託の対象となります。	電算処理業務のために各種申告書の情報を電子データに変換する必要があ り、特定個人情報ファイルの一部が委託の対象となる。	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れない。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 税務関係システムファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑤委託先名の確認方法	横須賀市ホームページ及び横須賀市個人情報保護条例第14条の3に基 づく届出書の閲覧により確認できます。	横須賀市ホームページ及び個人情報の保護に関する法律第75条に基づく個人 情報ファイル簿及び横須賀市個人情報の保護に関する法律施行条例第3条第7 項に基づく個人情報取扱事務登録簿の閲覧により確認することができる。	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れない。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 税務関係システムファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	課税内容や滞納状況を通知するため、税務関係システムフ ァイルを取り扱う必要があります。	課税内容や滞納状況を通知するため、税務関係システムファイル を取り扱う必要がある。	事後	その他の項目の変更であり事前 の提出・公表が義務付けられな い。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 税務関係システムファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ⑤委託先名の確認方法	横須賀市ホームページ及び横須賀市個人情報保護条例第14条の3に基 づく届出書の閲覧により確認できます。	横須賀市ホームページ及び個人情報の保護に関する法律第75条に基づく個人 情報ファイル簿及び横須賀市個人情報の保護に関する法律施行条例第3条第7 項に基づく個人情報取扱事務登録簿の閲覧により確認することができる。	事後	その他の項目の変更であり事前 の提出・公表が義務付けられな い。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 税務関係システムファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ⑧再委託の許諾方法	業務委託契約書の中で、再委託しようとする場合は、あらかじめ書面 により再委託の相手方、業務内容、期間、理由、相手方における責任体制及 び管理責任者等について明らかにし市の承諾を得なければならないとしてい ます。	業務委託契約書の中で、再委託しようとする場合は、あらかじめ書面により 再委託の相手方、業務内容、期間、理由、相手方における責任体制及び管理責 任者等について明らかにし市の承諾を得なければならない。	事後	その他の項目の変更であり事前 の提出・公表が義務付けられな い。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 税務関係システムファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ⑧再委託事項	現時点では再委託を行っていません。	現時点では再委託を行ってない。	事後	その他の項目の変更であり事前 の提出・公表が義務付けられな い。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 税務関係システムファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲 ※	本市内に軽自動車等（軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車） の主たる定置場を有する者（過去に本市内に軽自動車税の主たる定置場を 有していた者を含む）。	本市内に軽自動車等（軽自動車・二輪の軽自動車・二輪の小型自動車）の主 たる定置場を有する者（過去に本市内に軽自動車等の主たる定置場を有してい た者を含む）。	事後	文言整理による記載の変更の ため、重要な変更にあたらな い。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 税務関係システムファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	軽自動車税課税業務を適正に行うため、軽自動車協会にて受理した税申 告書のうち本市該当分を送付してもらう必要があります。	軽自動車税課税業務を適正に行うため、軽自動車協会にて受理した税申告書 のうち本市該当分を送付してもらう必要がある。	事後	その他の項目の変更であり事前 の提出・公表が義務付けられな い。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 税務関係システムファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	軽自動車協会にて受理した税申告書の仕分け・送付を委託しているため、 特定個人情報ファイルの提供は行いません。	軽自動車協会にて受理した税申告書の仕分け・送付を委託しているため、特定 個人情報ファイルの提供は行わない。	事後	その他の項目の変更であり事前 の提出・公表が義務付けられな い。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 税務関係システムファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ⑤委託先名の確認方法	横須賀市個人情報保護条例第14条の3に基づく届出書の閲覧により確認 できます。	個人情報の保護に関する法律第75条に基づく個人情報ファイル簿及び横須賀 市個人情報の保護に関する法律施行条例第3条第7項に基づく個人情報取扱事 務登録簿の閲覧により確認することができる。	事後	その他の項目の変更であり事前 の提出・公表が義務付けられな い。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 税務関係システムファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	滞納者への電話及び訪問での納付案内を実施するために、税務関係ス テムファイルを取り扱う必要があります。	滞納者への電話及び訪問での納付案内を実施するために、税務関係システム ファイルを取り扱う必要がある。	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れない。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 税務関係システムファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ⑤委託先名の確認方法	横須賀市個人情報保護条例第14条の3に基づく届出書の閲覧により確認 できます。	個人情報の保護に関する法律第75条に基づく個人情報ファイル簿及び横須賀 市個人情報の保護に関する法律施行条例第3条第7項に基づく個人情報取扱事 務登録簿の閲覧により確認することができる。	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れない。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 税務関係システムファイル 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先1	厚生労働大臣	番号法第19条第8号に定める情報照会者（別紙1参照）	事後	その他の項目の変更であり事前 の提出・公表が義務付けられな い。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 税務関係システムファイル 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2（第1項）	情報提供主務省令の表の第3欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、 第4欄（利用特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項（別紙1参 照）	事後	その他の項目の変更であり事前 の提出・公表が義務付けられな い。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 税務関係システムファイル 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先1 ②提供先における用途	健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健 康保険に関する事務に使用	情報提供主務省令の表の第2欄（特定個人番号利用事務）に掲げる事務（別 紙1参照）	事後	その他の項目の変更であり事前 の提出・公表が義務付けられな い。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 税務関係システムファイル 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先1 ③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）	情報提供主務省令の表の第4欄に掲げる利用特定個人情報（地方税関係情報）	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 税務関係システムファイル 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先2	全国健康保険協会	個人住民税の給与所得に係る特別徴収義務者	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 税務関係システムファイル 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先2 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2（第2項）	番号法第19条第1号、地方税法第321条の4第1項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 税務関係システムファイル 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先2 ②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務に使用	個人住民税の給与所得に係る特別徴収事務に使用	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 税務関係システムファイル 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先2 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. 基本情報③対象となる本人の範囲と同じ	給与所得に係る特別徴収対象となる納税義務者	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 税務関係システムファイル 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先2 ⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワーク ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙 ☐ その他（ ）	☐ 情報提供ネットワーク ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙 ☐ その他（ 地方税ポータルセンタ（eLTAX） ）	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 税務関係システムファイル 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先2 ⑦時期・頻度	照会を受けた都度	当初課税分（5月）、更正分（毎月1回）	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 税務関係システムファイル 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先3	健康保険組合	市町村長	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 税務関係システムファイル 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先3 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2（第3項）	番号法第19条第1号、地方税法第294条第3項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 税務関係システムファイル 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先3 ②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務に使用	住登外課税者であることの把握に使用	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 税務関係システムファイル 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先3 ④提供する情報の対象となる本人の数	10万人以上100万人未満	1万人未満	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 税務関係システムファイル 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先3 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. 基本情報③対象となる本人の範囲と同じ	個人住民税の納税義務者の内、住登外課税者	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 税務関係システムファイル 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先3 ⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワーク ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙 ☐ その他（ ）	☐ 情報提供ネットワーク ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙 ☐ その他（ 地方税ポータルセンタ（eLTAX） ）	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 税務関係システムファイル 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先3 ⑦時期・頻度	照会を受けた都度	課税し、住民票登録地が判明する都度	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 税務関係システムファイル 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先4	厚生労働大臣	市町村長	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 税務関係システムファイル 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先4 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2（第4項）	番号法第19条第1号、地方税法附則第7条第5項、第12項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 税務関係システムファイル 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先4 ②提供先における用途	船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務に使用	寄附金税額控除ワンストップ特例制度の申請者であることの把握に使用	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 税務関係システムファイル 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先4 ④提供する情報の対象となる本人の数	10万人以上100万人未満	1万人未満	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 税務関係システムファイル 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先4 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. 基本情報③対象となる本人の範囲と同じ	個人住民税の納税義務者	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 税務関係システムファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供先4 ⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワーク [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] 専用線 [] 電子記録媒体 (フラッシュメモリを除く。) [] 紙 [] その他 ()	[] 情報提供ネットワーク [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] 専用線 [] 電子記録媒体 (フラッシュメモリを除く。) [○] 紙 [○] その他 (地方税ポータルセンタ (eLTAX))	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 税務関係システムファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供先4 ⑦時期・頻度	照会を受けた都度	1月31日までに対象の市町村に送付	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 税務関係システムファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供先5	全国健康保険協会	市町村長	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 税務関係システムファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供先5 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2 (第6項)	番号法第19条第1号、地方税法第20条の11	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 税務関係システムファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供先5 ②提供先における用途	船員保険法による保険給付又は平成19年法律第30号附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務に使用	地方税の賦課徴収業務に使用	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 税務関係システムファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供先5 ④提供する情報の対象となる本人の数	10万人以上100万人未満	1万人未満	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 税務関係システムファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供先5 ⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワーク [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] 専用線 [] 電子記録媒体 (フラッシュメモリを除く。) [] 紙 [] その他 ()	[] 情報提供ネットワーク [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] 専用線 [] 電子記録媒体 (フラッシュメモリを除く。) [○] 紙 [] その他 ()	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 税務関係システムファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供先1,2,3,4,5,6,7,8,9,10,11,12,13,14,15,16,17,18,19,20		番号法第19条第8号に定める情報照会者 (別紙1参照) に記載	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 税務関係システムファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先1	児童相談所	別紙2「移転先一覧」に記載	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 税務関係システムファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先1 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく横須賀市個人番号の利用に関する条例第3条	別紙2「移転先一覧」に記載	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 税務関係システムファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先1 ②提供先における用途	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務に使用	別紙2「移転先一覧」に記載	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 税務関係システムファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先1 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. 基本情報③対象となる本人の範囲と同じ	別紙2「移転先一覧」に記載	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 税務関係システムファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先1 ⑥提供方法	[] 情報提供ネットワーク [] 電子メール [○] フラッシュメモリ [] 専用線 [] 電子記録媒体 (フラッシュメモリを除く。) [] 紙 [] その他 ()	[] 情報提供ネットワーク [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] 専用線 [] 電子記録媒体 (フラッシュメモリを除く。) [] 紙 [○] その他 (別紙2「移転先一覧」に記載)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 税務関係システムファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先1 ⑦時期・頻度	照会を受けた都度	別紙2「移転先一覧」に記載	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 税務関係システムファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先1,2,3,4,5,6,7,8,9,10,11,12,13,14,15,16,17,18,19,20		別紙2「移転先一覧」に記載	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 税務関係システムファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所 ※	<横須賀市における措置> 横須賀市施設内の生体認証により入退室管理を行っている部屋に設置されたサーバー内に保管します。サーバーへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要となります。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理します。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存されます。	<横須賀市における措置> 横須賀市施設内の生体認証により入退室管理を行っている部屋に設置されたサーバー内に保管する。サーバーへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要となる。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存する。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 税務関係システムファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ②保管期間 その妥当性	・地方税法等に更正・決定等の期間制限、地方税・還付金の消滅時効、証明書の交付期間についての定めがあり、これらに該当する情報でその期間が経過した後に消去しても納税義務者への説明に差し支えない情報については期間経過後に消去しています。 ・納税義務者との折衝経過記録及び滞納処分情報については納税義務者との折衝で、固定資産税課税台帳については納税義務者に対する課税説明で、過去の経緯を参照する可能性があるため期間を定めず保管しています。	・地方税法等に更正・決定等の期間制限、地方税・還付金の消滅時効、証明書の交付期間についての定めがあり、これらに該当する情報でその期間が経過した後に消去しても納税義務者への説明に差し支えない情報については期間経過後に消去する。 ・納税義務者との折衝経過記録及び滞納処分情報については納税義務者との折衝で、固定資産税課税台帳については納税義務者に対する課税説明で、過去の経緯を参照する可能性があるため期間を定めず保管する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 税務関係システムファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	<焼須賀市における措置> ・各税目毎にシステム内で保管期間が経過した特定個人情報について定期的に消去処理を実行します。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、税システムの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去します。なお、特定個人情報記録した媒体等を処分する場合は、両方の措置をします。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはありません。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去します。なお、特定個人情報を記録した媒体等を処分する場合は、両方の措置をします。	<焼須賀市における措置> ・各税目毎にシステム内で保管期間が経過した特定個人情報について定期的に消去処理を実行する。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、税システムの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。なお、特定個人情報を記録した媒体等を処分する場合は、両方の措置をする。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。なお、特定個人情報を記録した媒体等を処分する場合は、両方の措置をする。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2) GISシステムファイル 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲 その必要性	正確かつ公平・公正な賦課徴収業務を行うにあたり、納税義務者の特定等に必要範囲の特定個人情報を保有します。	正確かつ公平・公正な賦課徴収業務を行うにあたり、納税義務者の特定に必要な範囲の特定個人情報を保有する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2) GISシステムファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	課税事務を適正に行うため、法令等の範囲内で適宜、宛名情報及び税務調査による情報の収集を行う必要があります。	課税事務を適正に行うため、法令等の範囲内で適宜、宛名情報及び税務調査による情報の収集を行う必要がある。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2) GISシステムファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	課税に必要な情報については、地方税法第343条、第380条、第383条の条文及び番号法の別表第2の第27の項に規定されています。	課税に必要な情報については、地方税法第343条、第380条、第383条の条文及び番号法の別表第2の第27の項に規定されている。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2) GISシステムファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 ※	登記所からの通知及び税務関係システムから入手した情報を格納し、課税事務に使用します。	登記所からの通知及び税務関係システムから入手した情報を格納し、課税事務に使用する。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2) GISシステムファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 ※	税務関係システムのデータをGISシステムに取り込む際特定個人情報の実合を行い、不一致の場合はエラーになり取り込めない仕様になっています。	税務関係システムのデータをGISシステムに取り込む際特定個人情報の実合を行い、不一致の場合はエラーになり取り込めない仕様になっている。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2) GISシステムファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 ※	課税状況調査などの統計分析は行いますが、特定の個人を判別し得るような統計は行いません。	課税状況調査などの統計分析は行いますが、特定の個人を判別し得るような統計は行わない。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2) GISシステムファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 ※	該当はありません。	該当なし。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2) GISシステムファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	G I Sシステムの運用を実施するために、G I Sシステムファイルを取り扱う必要があります。	G I Sシステムの運用を実施するために、G I Sシステムファイルを取り扱う必要がある。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2) GISシステムファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑤委託先名の確認方法	焼須賀市個人情報保護条例第14条の3に基づく届出書の閲覧により確認できます。	個人情報の保護に関する法律第75条に基づく個人情報ファイル簿及び焼須賀市個人情報の保護に関する法律施行条例第3条第7項に基づく個人情報取扱事務登録簿の閲覧により確認することができます。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2) GISシステムファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所 ※	焼須賀市施設内に設置されたサーバー内に保管します。サーバーは施錠管理し、サーバーへのアクセスは I D /パスワードによる認証が必要となります。	焼須賀市施設内に設置されたサーバー内に保管する。サーバーは施錠管理し、サーバーへのアクセスは I D /パスワードによる認証が必要となる。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2) GISシステムファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ②保管期間 その妥当性	地方税法等に更正・決定等の期間制限、地方税・還付金の消滅時効、証明書の交付期間についての定めがあり、これらに該当する情報でその期間が経過した後に消去しても納税義務者への説明に差し支えない情報については期間経過後に消去しています。	地方税法等に更正・決定等の期間制限、地方税・還付金の消滅時効、証明書の交付期間についての定めがあり、これらに該当する情報でその期間が経過した後に消去しても納税義務者への説明に差し支えない情報については期間経過後に消去している。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2) GISシステムファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	・保管期間が経過した特定個人情報については消去処理を実行しています。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、システムの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去しています。	・保管期間が経過した特定個人情報については消去処理を実行している。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、システムの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去している。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
****	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (3) 家屋評価計算システムファイル 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲 その必要性	正確かつ公平・公正な賦課徴収業務を行うにあたり、納税義務者の特定等に必要範囲の特定個人情報を保有します。	正確かつ公平・公正な賦課徴収業務を行うにあたり、納税義務者の特定に必要な範囲の特定個人情報を保有する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (3) 家屋評価計算システムファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	資産税課内にある税務関係システムパソコンを直接見て入手します。	資産税課内にある税務関係システムパソコンを直接見て入手する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (3) 家屋評価計算システムファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	課税事務を適正に行うために、法令等の範囲内で適宜、情報の収集を行う必要があります。	課税事務を適正に行うために、法令等の範囲内で適宜、情報の収集を行う必要がある。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (3) 家屋評価計算システムファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	課税に必要な情報については、地方税法第343条・380条・383条及び番号法の別表第2の第27の項に規定されています。	課税に必要な情報については、地方税法第343条・380条・383条及び番号法の別表第2の第27の項に規定されている。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (3) 家屋評価計算システムファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑥使用方法 ※	家屋評価額等の計算を家屋評価計算システムで行い、その評価額等のデータを税務関係システムに取り込む際に使用します。	家屋評価額等の計算を家屋評価計算システムで行い、その評価額等のデータを税務関係システムに取り込む際に使用する。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (3) 家屋評価計算システムファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 情報の実合 ※	家屋評価計算システムのデータを税務関係システムに取り込む際に特定個人情報の実合を行い、不一致の場合はエラーになり取り込めない仕様になっています。	家屋評価計算システムのデータを税務関係システムに取り込む際に特定個人情報の実合を行い、不一致の場合はエラーになり取り込めない仕様になっている。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (3) 家屋評価計算システムファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 情報の統計分析 ※	課税状況調査などの統計分析は行いますが、特定の個人を判別し得るような統計は行いません。	課税状況調査などの統計分析は行いますが、特定の個人を判別し得るような統計は行わない。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (3) 家屋評価計算システムファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	システムの運用・保守・改修作業を実施するために、家屋評価計算システムファイルを取り扱う必要があります。	システムの運用・保守・改修作業を実施するために、家屋評価計算システムファイルを取り扱う必要がある。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (3) 家屋評価計算システムファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑤委託先名の確認方法	横須賀市個人情報保護条例第14条の3に基づく届出書の閲覧により確認できます。	個人情報の保護に関する法律第75条に基づく個人情報ファイル簿及び横須賀市個人情報の保護に関する法律施行条例第3条第7項に基づく個人情報取扱事務登録簿の閲覧により確認することができる。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (3) 家屋評価計算システムファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑧再委託の許諾方法	業務委託契約書の中で、再委託しようとする場合は、あらかじめ書面により再委託の相手方、業務内容、期間、理由、相手方における責任体制及び管理責任者等について明らかにし市の承諾を得なければならないとしています。	業務委託契約書の中で、再委託しようとする場合は、あらかじめ書面により再委託の相手方、業務内容、期間、理由、相手方における責任体制及び管理責任者等について明らかにし市の承諾を得なければならないとしている。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (3) 家屋評価計算システムファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所 ※	横須賀市施設内に設置されたサーバー内に保管します。サーバーは施設管理し、サーバーへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要となります。	横須賀市施設内に設置されたサーバー内に保管する。サーバーは施設管理し、サーバーへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要となる。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (3) 家屋評価計算システムファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ②保管期間 その妥当性	特段保管期間の定めはないが、家屋所有者からの問合せ等で、過去の評価計算を確認することがあるので、永年保存しています。	特段保管期間の定めはないが、家屋所有者からの問合せ等で、過去の評価計算を確認することがあるので、永年保存とする。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (3) 家屋評価計算システムファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	ディスク交換やハード更改等の際は、家屋評価計算システムの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去しています。	ディスク交換やハード更改等の際は、家屋評価計算システムの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去している。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
明治33年1月5日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (4) eLTAX・国税連携システムファイル 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲 その必要性	正確かつ公平・公正な賦課徴収業務を行うにあたり、納税義務者の特定等に必要範囲の特定個人情報を保有します。	正確かつ公平・公正な賦課徴収業務を行うにあたり、納税義務者の特定等に必要範囲の特定個人情報を保有する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (4) eLTAX・国税連携システムファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度 <国税庁、他の自治体からの（国税連携システム（eLTAX）による）入手>まで	<本人又は本人の代理人、民間事業者（給与支払者）、公的年金等支払者からの（インターネット回線による）入手> 番号制度が導入されると、審査システム（eLTAX）では、個人番号が記載された申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書、各種申請・届出のデータを地方税ポータルセンタ（eLTAX）を通じて受領することとなります。 その提出時期については、地方税法等に規定されているところであり、以下のとおりです。 ・給与支払報告書及び公的年金等支払報告書については、1月31日まで ・固定資産税（償却資産）の申告書については、1月31日まで <公的年金等支払者からの（DVDによる）入手> 公的年金等支払者から、DVDで地方税共同機構に提出された個人番号が記載された公的年金等支払報告書、特別徴収対象者情報の通知、特別徴収税額通知の処理結果通知、特別徴収停止通知の処理結果通知のデータを地方税ポータルセンタ（eLTAX）を通じて受領することとなります。 その提出時期については、地方税法等に規定されているところであり、以下のとおりです。 ・公的年金等支払報告書については、1月31日まで ・特別徴収対象者情報の通知については、5月25日まで ・特別徴収税額通知の処理結果通知については、9月30日まで	<本人又は本人の代理人、民間事業者（給与支払者）、公的年金等支払者からの（インターネット回線による）入手> 番号制度が導入されると、電子申告等システム（eLTAX）では、個人番号が記載された申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書、各種申請・届出のデータを地方税ポータルセンタ（eLTAX）を通じて受領することとなる。 その提出時期については、地方税法等に規定されているところであり、以下のとおりである。 ・給与支払報告書及び公的年金等支払報告書については、1月31日まで ・固定資産税（償却資産）の申告書については、1月31日まで <公的年金等支払者からの（DVDによる）入手> 公的年金等支払者から、DVDで地方税共同機構に提出された個人番号が記載された公的年金等支払報告書、特別徴収対象者情報の通知、特別徴収税額通知の処理結果通知、特別徴収停止通知の処理結果通知のデータを地方税ポータルセンタ（eLTAX）を通じて受領することとなる。 その提出時期については、地方税法等に規定されているところであり、以下のとおりである。 ・公的年金等支払報告書については、1月31日まで ・特別徴収対象者情報の通知については、5月25日まで ・特別徴収税額通知の処理結果通知については、9月30日まで	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II 特定個人情報ファイルの概要 (4) eLTAX・国税連携システムファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度 <国税庁、他の自治体からの（国税連携システム（eLTAX）による）入手>以降	<国税庁、他の自治体からの（国税連携システム（eLTAX）による）入手> 国税当局に提出された個人番号が記載された所得税の申告書、法定調書情報を地方税ポータルセンタ（eLTAX）を通じて受領し、その提出時期については所得税法等に規定されています。例えば、所得税の確定申告書については2月1日から3月15日の期間に国税当局に提出され、日次で国税庁から受領します。 <他の自治体からの（国税連携システム（eLTAX）、審査システム（eLTAX）による）入手> 個人番号が記載された寄附金税額控除に係る申告特例通知を地方税ポータルセンタ（eLTAX）を通じて受領します。また、住民登録外課税通知を国税連携システムを通じて受領します。 その提出時期については、以下のとおりです。 ・寄附金税額控除に係る申告特例通知については、1月31日まで ・住民登録外課税通知については、住民登録外課税を行う自治体が住民登録地を把握し次第送付	<国税庁、他の自治体からの（国税連携システム（eLTAX）による）入手> 国税当局に提出された個人番号が記載された所得税の申告書、法定調書情報を地方税ポータルセンタ（eLTAX）を通じて受領し、その提出時期については所得税法等に規定されている。例えば、所得税の確定申告書については2月1日から3月15日の期間に国税当局に提出され、日次で国税庁から受領する。 <他の自治体からの（国税連携システム（eLTAX）、電子申告等システム（eLTAX）による）入手> 個人番号が記載された寄附金税額控除に係る申告特例通知を地方税ポータルセンタ（eLTAX）を通じて受領する。また、住民登録外課税通知を国税連携システムを通じて受領する。 その提出時期については、以下のとおりである。 ・寄附金税額控除に係る申告特例通知については、1月31日まで ・住民登録外課税通知については、住民登録外課税を行う自治体が住民登録地を把握し次第送付	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	II 特定個人情報ファイルの概要 (4) eLTAX・国税連携システムファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	課税事務を適正に行うため、法令等の範囲内で適宜、申告等の情報及び税務調査による情報の収集を行う必要があります。	課税事務を適正に行うため、法令等の範囲内で適宜、申告等の情報及び税務調査による情報の収集を行う必要がある。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	II 特定個人情報ファイルの概要 (4) eLTAX・国税連携システムファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	課税に必要な情報については、地方税法第317条の2、第317条の6、第343条、第380条、第383条、第442条の2の条文及び番号法の別表第2の第27の項に規定されています。	課税に必要な情報については、地方税法第317条の2、第317条の6、第343条、第380条、第383条、第443の条文及び番号法の別表第2の第27の項に規定されている。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	II 特定個人情報ファイルの概要 (4) eLTAX・国税連携システムファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 ※	<取込み手順> ・住所・氏名のほか、個人番号が記載された地方税に係る申告書等データを審査システム（eLTAX）を通じて利用者より受け取ります。 ・住所・氏名のほか、個人番号が記載された所得税申告書等データを国税連携システム（eLTAX）を通じて国税庁より受け取ります。 ・受け取った電子データを閲覧・印刷します。 ・受け取った電子データを税務システムに登録します。 <税目ごとの使用方法> 個人住民税 ・各課税資料の情報を税務システムに登録します。 ・税務システムに登録された情報を基に、個人住民税の賦課及び徴収を行います。 固定資産税（償却資産） ・申告書等の情報を税務システムに登録します。 ・税務システムに登録された情報を基に、固定資産税（償却資産）の賦課及び徴収を行います。	<取込み手順> ・住所・氏名のほか、個人番号が記載された地方税に係る申告書等データを電子申告等システム（eLTAX）を通じて利用者より受け取る。 ・住所・氏名のほか、個人番号が記載された所得税申告書等データを国税連携システム（eLTAX）を通じて国税庁より受け取る。 ・受け取った電子データを閲覧・印刷する。 ・受け取った電子データを税務システムに登録する。 <税目ごとの使用方法> 個人住民税 ・各課税資料の情報を税務システムに登録する。 ・税務システムに登録された情報を基に、個人住民税の賦課及び徴収を行う。 固定資産税（償却資産） ・申告書等の情報を税務システムに登録する。 ・税務システムに登録された情報を基に、固定資産税（償却資産）の賦課及び徴収を行う。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな
	II 特定個人情報ファイルの概要 (4) eLTAX・国税連携システムファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 情報の実合 ※	市税の減免措置に該当するか確認するため、申告情報（国税関係情報、地方税関係情報、年金関係情報）と障害者福祉関係情報、生活保護・社会福祉関係情報を情報提供ネットワークシステムで連携し入手した情報を実合させます。	市税の減免措置に該当するか確認するため、申告情報（国税関係情報、地方税関係情報、年金関係情報）と障害者福祉関係情報、生活保護・社会福祉関係情報を情報提供ネットワークシステムで連携し入手した情報を実合させる。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな
	II 特定個人情報ファイルの概要 (4) eLTAX・国税連携システムファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 情報の統計分析 ※	課税状況調査などの統計分析は行いますが、特定の個人を判別し得るような統計は行いません。	課税状況調査などの統計分析は行が、特定の個人を判別し得るような統計は行わない。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな
	II 特定個人情報ファイルの概要 (4) eLTAX・国税連携システムファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	当市が円滑に電子データを送受信するために、ASP事業者にて電子データの管理を行なう必要があります。	当市が円滑に電子データを送受信するために、ASP事業者にて電子データの管理を行なう必要がある。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	II 特定個人情報ファイルの概要 (4) eLTAX・国税連携システムファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ⑤委託先名の確認方法	横須賀市個人情報保護条例第14条の3に基づく届出書の閲覧により確認できます。	個人情報の保護に関する法律第75条に基づく個人情報ファイル簿及び横須賀市個人情報の保護に関する法律施行条例第3条第7項に基づく個人情報取扱事務登録簿の閲覧により確認することができる。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	II 特定個人情報ファイルの概要 (4) eLTAX・国税連携システムファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ⑧再委託の許諾方法	業務委託契約書の中で、再委託しようとする場合は、あらかじめ書面により再委託の承諾を得た場合に可能としています。	業務委託契約書の中で、再委託しようとする場合は、あらかじめ書面により再委託の承諾を得た場合に可能としている。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	II 特定個人情報ファイルの概要 (4) eLTAX・国税連携システムファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ⑨再委託事項	現時点では再委託は行なっていません。	現時点では再委託は行っていない。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	II 特定個人情報ファイルの概要 (4) eLTAX・国税連携システムファイル 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先1 ②提供先における用途	年金所得に係る個人住民税を年金給付の支払をする際に、年金保険者が市・県民税を特別徴収して市区町村に納付します。	年金所得に係る個人住民税を年金給付の支払をする際に、年金保険者が市・県民税を特別徴収して市区町村に納付する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	II 特定個人情報ファイルの概要 (4) eLTAX・国税連携システムファイル 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先4 ②提供先における用途	給与所得に係る個人住民税を給与の支払をする際に、特別徴収して市区町村に納入します。	給与所得に係る個人住民税を給与の支払をする際に、特別徴収して市区町村に納入する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	II 特定個人情報ファイルの概要 (4) eLTAX・国税連携システムファイル 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先4 ⑦時期・頻度	年1回（5月に新年度分の特別徴収税額通知を発送）	最大で年13回（5月に新年度分の特別徴収税額通知を発送し、その後税額等に変更がある都度、月末に発送）	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II 特定個人情報ファイルの概要 (4) eLTA・国税連携システムファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所 ※	・審査システムの審査サーバ、及び国税連携システムの国税連携データ受信サーバは、セキュアなIDC (Internet Data Center) に収容されており、サーバへのアクセスにはIDとパスワードによる認証を通過する必要がある。また、物理的には、有人による監視や入退館装置による管理をしている建物の中で、さらに入退室管理を行っている部屋（サーバ室）に設置しています。サーバ室の入退室については、システム管理者が許可した者に限定されています。	・電子申告等システムの審査サーバ、及び国税連携システムの国税連携データ受信サーバは、セキュアなIDC (Internet Data Center) に収容されており、サーバへのアクセスにはIDとパスワードによる認証を通過する必要がある。また、物理的には、有人による監視や入退館装置による管理をしている建物の中で、さらに入退室管理を行っている部屋（サーバ室）に設置している。サーバ室の入退室については、システム管理者が許可した者に限定されている。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな
	II 特定個人情報ファイルの概要 (4) eLTA・国税連携システムファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ②保管期間 その妥当性	地方税共同機構が提供するシステム仕様により、保管期間は審査システムで7年、国税連携システムで2年とされています。本ファイルの特定個人情報は住民税賦課徴収ファイルへ取り込まれ、地方税法上最長の更正期限に対応する期間保管されるため、本ファイルの保管期間は妥当と考えます。	地方税共同機構が提供するシステム仕様により、保管期間は電子申告等システムで7年、国税連携システムで2年とされている。本ファイルの特定個人情報は住民税賦課徴収ファイルへ取り込まれ、地方税法上最長の更正期限に対応する期間保管されるため、本ファイルの保管期間は妥当と考える。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	II 特定個人情報ファイルの概要 (4) eLTA・国税連携システムファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	審査システム（eLTA）及び国税連携システム（eLTA）のデータは、税務システムへの連携（又は印刷）が終了し、賦課決定を行うなどした結果、保管の必要がなくなったときに削除権限を有する税務担当課職員が手作業でデータを消去します。また、情報ごとに保存期間を経過したデータについては、システムにより自動的に消去します。	電子申告等システム（eLTA）及び国税連携システム（eLTA）のデータは、税務システムへの連携（又は印刷）が終了し、賦課決定を行うなどした結果、保管の必要がなくなったときに削除権限を有する税務担当課職員が手作業でデータを消去する。また、情報ごとに保存期間を経過したデータについては、システムにより自動的に消去する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	II 特定個人情報ファイルの概要 (5) eLTA・納税通知書・督促状等データバックアップファイル 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲 その必要性	<eLTAデータバックアップファイル> ・申告書または資料：取込み漏れ等の問題が発生した際に、該当箇所を明確にするために使用する。 <納税通知書データバックアップファイル> ・納税通知書：発送した納税通知書に関して納税義務者等より問合せを受けた際に原本の確認に使用します。 <督促状等データバックアップファイル> ・督促状等：発送した督促状、催告書等に関して滞納者等より問合せを受けた際に原本の確認に使用します。	<eLTAデータバックアップファイル> ・申告書または資料：取込み漏れ等の問題が発生した際に、該当箇所を明確にするために使用する。 <納税通知書データバックアップファイル> ・納税通知書：発送した納税通知書に関して納税義務者等より問合せを受けた際に原本の確認に使用する。 <督促状等データバックアップファイル> ・督促状等：発送した督促状、催告書等に関して滞納者等より問合せを受けた際に原本の確認に使用する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	II 特定個人情報ファイルの概要 (5) eLTA・納税通知書・督促状等データバックアップファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	1 識別情報：随時 2 連絡先情報 ・4 情報（氏名、性別、生年月日、住所）：随時 ・連絡先（電話番号等）：随時 3業務関係情報 ・国税関係情報（確定申告書）：年2 6回程度 ・地方税関係情報（給与支払報告書）：随時 （納税通知書）：月1 回 ・年金給付関係情報（年金支払報告書）：随時 ・住民登録外課税通知：随時 ・寄付金税額控除に係る申告特例通知：随時	1 識別情報：随時 2 連絡先情報 ・4 情報（氏名、性別、生年月日、住所）：随時 ・連絡先（電話番号等）：随時 3業務関係情報 ・国税関係情報（確定申告書）：年3 7回程度 ・地方税関係情報（給与支払報告書）：随時 （納税通知書）：月1 回 ・年金給付関係情報（年金支払報告書）：随時 ・住民登録外課税通知：随時 ・寄付金税額控除に係る申告特例通知：随時	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	II 特定個人情報ファイルの概要 (5) eLTA・納税通知書・督促状等データバックアップファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	課税事務を適正に行うため、法令等の範囲内で適宜、申告等の情報及び税務調査による情報の収集を行う必要があります。	課税事務を適正に行うため、法令等の範囲内で適宜、申告等の情報及び税務調査による情報の収集を行う必要がある。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	II 特定個人情報ファイルの概要 (5) eLTA・納税通知書・督促状等データバックアップファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	課税に必要な情報については、地方税法第317条の2、第317条の6、第343条、第380条、第383条、第442条の2の条文及び番号法の別表第2の第27の項に規定されている。	課税に必要な情報については、地方税法第317条の2、第317条の6、第343条、第380条、第383条、第443条の条文及び番号法の別表第2の第27の項に規定されている。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	II 特定個人情報ファイルの概要 (5) eLTA・納税通知書・督促状等データバックアップファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑥使用目的 ※	<eLTAデータバックアップファイル> ・申告書または資料：取込み漏れ等の問題が発生した際に、該当箇所を明確にするために使用する。 <納税通知書データバックアップファイル> ・納税通知書：発送した納税通知書に関して納税義務者等より問合せを受けた際に原本の内容確認をするためです。 <督促状等データバックアップファイル> ・督促状等：発送した督促状、催告書等に関して滞納者等より問合せを受けた際に原本の内容確認をするためです。	<eLTAデータバックアップファイル> ・申告書または資料：取込み漏れ等の問題が発生した際に、該当箇所を明確にするために使用する。 <納税通知書データバックアップファイル> ・納税通知書：発送した納税通知書に関して納税義務者等より問合せを受けた際に原本の内容確認をするために使用する。 <督促状等データバックアップファイル> ・督促状等：発送した督促状、催告書等に関して滞納者等より問合せを受けた際に原本の内容確認をするために使用する。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな
	II 特定個人情報ファイルの概要 (5) eLTA・納税通知書・督促状等データバックアップファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 ※	<eLTAデータバックアップファイル> ・申告書または資料：取込み漏れ等の問題が発生した際に、バックアップファイルと当該取込みデータを比較します。 <納税通知書データバックアップファイル> ・納税通知書：発送した納税通知書に関して納税義務者等より問合せを受けた際にバックアップファイルを確認します。 <督促状等データバックアップファイル> ・督促状等：発送した督促状、催告書等に関して滞納者等より問合せを受けた際にバックアップファイルを確認します。	<eLTAデータバックアップファイル> ・申告書または資料：取込み漏れ等の問題が発生した際に、バックアップファイルと当該取込みデータを比較する。 <納税通知書データバックアップファイル> ・納税通知書：発送した納税通知書に関して納税義務者等より問合せを受けた際にバックアップファイルを確認する。 <督促状等データバックアップファイル> ・督促状等：発送した督促状、催告書等に関して滞納者等より問合せを受けた際にバックアップファイルを確認する。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな
	II 特定個人情報ファイルの概要 (5) eLTA・納税通知書・督促状等データバックアップファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 情報の実合 ※	情報の実合は行いません。	情報の実合は行わない。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな
	II 特定個人情報ファイルの概要 (5) eLTA・納税通知書・督促状等データバックアップファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 情報の統計分析 ※	特定個人情報を用いた統計分析は行いません。	特定個人情報を用いた統計分析は行わない。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな
	II 特定個人情報ファイルの概要 (5) eLTA・納税通知書・督促状等データバックアップファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 権利利益に影響を与え得る決定 ※	市税の賦課決定、賦課更正	市税の賦課決定・更正	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな
	II 特定個人情報ファイルの概要 (5) eLTA・納税通知書・督促状等データバックアップファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所 ※	<eLTA・納税通知書（市民税・県民税）データバックアップファイル> 横須賀市施設内のパソコンに保存（端末に施錠、及び認証パスワード設定）。 <納税通知書（固定資産税・都市計画税）データバックアップファイル> 横須賀市施設内のパソコンに保存（端末に施錠、及び認証パスワード設定）。 <督促状、催告書等データバックアップファイル> 外部記憶媒体に保存（パスワード設定）し、鍵付きの部屋又は保管庫で保管します。	<eLTA・納税通知書（市民税・県民税）データバックアップファイル> 横須賀市施設内のパソコンに保存（端末に施錠、及び認証パスワード設定）。 <納税通知書（固定資産税・都市計画税）データバックアップファイル> 横須賀市施設内のパソコンに保存（端末に施錠、及び認証パスワード設定）。 <督促状、催告書等データバックアップファイル> 外部記憶媒体に保存（パスワード設定）し、鍵付きの部屋又は保管庫で保管する。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな

[illegible]

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ リスク対策（プロセス） （１）税務関係システムファイル ３．特定個人情報の使用 リスク２： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	・対象業務システムが利用可能な端末をシステム上、限定する仕組みとなっています。 ・システムを利用する必要がある者の特定を行ったうえで、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施します。この際に、ユーザごとに利用可能な機能を制限することで、不正な利用が行うことができない仕組みとします。 ・ユーザIDは個人ごとに割り当てられることとし、共用IDの発行は禁止しています。 ・認証に使用するパスワードと利用可能な機能は1年1回以上、変更する運用を行っています。	・対象業務システムが利用可能な端末をシステム上、限定する仕組みとなっている。 ・システムを利用する必要がある者の特定を行ったうえで、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施する。この際に、ユーザごとに利用可能な機能を制限することで、不正な利用が行うことができない仕組みとなっている。 ・ユーザIDは個人ごとに割り当てられることとし、共用IDの発行は禁止している。 ・認証に使用するパスワードと利用可能な機能は1年1回以上、変更する運用を行っている。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな
	Ⅲ リスク対策（プロセス） （１）税務関係システムファイル ３．特定個人情報の使用 リスク２： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク アクセス権限の発効・失効の管理 具体的な管理方法	パスワードの発行とアクセス権限の付与 ・税務システムを利用する所属において職務上、システム利用が必要となった職員について、情報システム課にパスワードを申請します。 ・税務担当課において、システム担当がアクセス権限を付与します。 パスワードとアクセス権の失効 ・税務システムを利用する所属において、異動や退職に伴い、システム利用が不必要となった職員について、情報システム課にパスワード失効の速やかに依頼します。 ・税務担当課において、システム担当がアクセス権限を速やかに失効します。	パスワードの発行とアクセス権限の付与 ・税務システムを利用する所属において職務上、システム利用が必要となった職員について、情報システム担当課にパスワードを申請する。 ・税務担当課において、システム担当がアクセス権限を付与する。 パスワードとアクセス権の失効 ・税務システムを利用する所属において、異動や退職に伴い、システム利用が不必要となった職員について、情報システム担当課にパスワード失効の速やかに依頼する。 ・税務担当課において、システム担当がアクセス権限を速やかに失効する。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな
	Ⅲ リスク対策（プロセス） （１）税務関係システムファイル ３．特定個人情報の使用 リスク２： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク アクセス権限の管理 具体的な管理方法	アクセス権限に関しては1年1回以上、見直しを実施しています。	アクセス権限に関しては1年1回以上、見直しを実施している。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな
	Ⅲ リスク対策（プロセス） （１）税務関係システムファイル ３．特定個人情報の使用 リスク２： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク 特定個人情報の使用の記録 具体的な管理方法	税務業務における特定個人情報へのアクセス記録は、システムがアクセスログ（日時、利用者、利用端末、利用情報）として全件記録しています。	税務業務における特定個人情報へのアクセス記録は、システムがアクセスログ（日時、利用者、利用端末、利用情報）として全件記録している。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな
	Ⅲ リスク対策（プロセス） （１）税務関係システムファイル ３．特定個人情報の使用 リスク２： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク その他の措置の内容	・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることとしています。	・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることとしている。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな
	Ⅲ リスク対策（プロセス） （１）税務関係システムファイル ３．特定個人情報の使用 リスク３： 従業者が事務外で使用するリスク リスクに対する措置の内容	従業者が利用可能なシステムは、それぞれの事務分担に応じ制限されており、不必要な情報にはアクセスできない措置を講じています。	従業者が利用可能なシステムは、それぞれの事務分担に応じ制限されており、不必要な情報にはアクセスできない措置を講じている。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな
	Ⅲ リスク対策（プロセス） （１）税務関係システムファイル ３．特定個人情報の使用 リスク４： 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容	ファイルが不正に複製されないようにするため、特定個人情報を取り扱う端末については、下記のとおり措置しています。 ・事務室で使用している税務端末は一切外部記憶媒体を接続できません。 ・事務室で使用している税務端末には業務用データが残しません。	ファイルが不正に複製されないようにするため、特定個人情報を取り扱う端末については、下記のとおり措置している。 ・事務室で使用している税務端末は一切外部記憶媒体を接続できない。 ・事務室で使用している税務端末には業務用データが残らない。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな
	Ⅲ リスク対策（プロセス） （１）税務関係システムファイル ３．特定個人情報の使用 リスク４： 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	特定個人情報の取り扱いについて、職員（非常勤職員及び臨時職員を含む。）に対し1年1回以上、研修を実施しています。	特定個人情報の取り扱いについて、職員（非常勤職員及び臨時職員を含む。）に対し1年1回以上、研修を実施している。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな
	Ⅲ リスク対策（プロセス） （１）税務関係システムファイル ４．特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認	・委託先における個人情報適正管理体制等を確認します。 ・委託契約書に個人情報の保護について記載し、遵守させます。 ・業務の一部を再委託する場合には市の承認を得るものとします。	・委託先における個人情報適正管理体制等を確認する。 ・委託契約書に個人情報の保護について記載し、遵守させる。 ・業務の一部を再委託する場合には市の承認を得るものとする。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな
	Ⅲ リスク対策（プロセス） （１）税務関係システムファイル ４．特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 具体的な制限方法	１ 委託契約に関わる作業従事者の内、特定個人情報を含むデータの作成や更新に携わる者においては、「作業従事者名簿一覧」を作成の上、事前に本市に提出させ、その承認を受けることとしています。 ２ １の作業従事者のうち、本市事務室への入退室が必要な者については、「誓約書」に署名の上、本市に提出させます。 ３ 事前に申請許可された者以外は特定個人情報ファイルにアクセスできないよう制御し、ユーザIDとパスワードにより認証します。	１ 委託契約に関わる作業従事者の内、特定個人情報を含むデータの作成や更新に携わる者においては、「作業従事者名簿一覧」を作成の上、事前に本市に提出させ、その承認を受けることとしている。 ２ １の作業従事者のうち、本市事務室への入退室が必要な者については、「誓約書」に署名の上、本市に提出させる。 ３ 事前に申請許可された者以外は特定個人情報ファイルにアクセスできないよう制御し、ユーザIDとパスワードにより認証する。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな
	Ⅲ リスク対策（プロセス） （１）税務関係システムファイル ４．特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 具体的な制限方法	アクセスログによる記録を残しています。	アクセスログによる記録を残している。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ リスク対策（プロセス） （１）税務関係システムファイル ４．特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール 委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託先は委託業務の目的以外の目的に特定個人情報を利用し又は第三者に提供してはなりません。 ルール遵守を確認するため、委託先に管理状況の報告書提出を求める権限、立ち入り検査をする権限を「個人情報の取扱いに関する特記事項」にて定め、契約書に添付します。	委託先は委託業務の目的以外の目的に特定個人情報を利用し又は第三者に提供してはならない。 ルール遵守を確認するため、委託先に管理状況の報告書提出を求める権限、立ち入り検査をする権限を「個人情報の取扱いに関する特記事項」にて定め、契約書に添付する。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな い。
	Ⅲ リスク対策（プロセス） （１）税務関係システムファイル ４．特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール 委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託先と電子媒体を受け渡しする場合には施設可能な搬送ケースを用意させ、担当者が立会いのもと施設、解錠を確認します。また、委託先の従事者は搬送車１台につき２名以上とし（データ引渡時に２名以上であることを確認）、監視者がいなくならないよう万全の注意を払わなければなりません。	委託先と電子媒体を受け渡しする場合には施設可能な搬送ケースを用意させ、担当者が立会いのもと施設、解錠を確認する。また、委託先の従事者は搬送車１台につき２名以上とし（データ引渡時に２名以上であることを確認）、監視者がいなくならないよう万全の注意を払わなければならない。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな い。
	Ⅲ リスク対策（プロセス） （１）税務関係システムファイル ４．特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の消去ルール ルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託先は、特定個人情報が記録された媒体について、委託契約終了後若しくは解除後、直ちに返還、又は引き渡し、若しくは消去しなければなりません。 また、特定個人情報を消去した場合は、その旨の報告書を提出させます。	委託先は、特定個人情報が記録された媒体について、委託契約終了後若しくは解除後、直ちに返還、又は引き渡し、若しくは消去しなければならない。また、特定個人情報を消去した場合は、その旨の報告書を提出させる。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな い。
	Ⅲ リスク対策（プロセス） （１）税務関係システムファイル ４．特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 規定の内容	特定個人情報を含む全ての個人情報について、以下の内容を「個人情報の取扱いに関する特記事項」として契約書に添付し、委託事業者に順守させます。 ・個人情報の漏えい、滅失、改ざん、き損及びその他の事故を未然に防止するため必要な措置を講じる。 ・個人情報の取扱いに関する責任体制を整備し、管理責任者を定める。 ・個人情報の内容を第三者に漏らしてはならない。契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。 ・業務を処理するため個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、当該目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。 ・横須賀市の指示又は承諾があるときを除き、業務の目的以外の目的に個人情報を利用し、又は第三者に提供してはならない。ならびに複写し、又は複製してはならない。 ・横須賀市から貸与された、又は委託事業者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報の記録された資料等は、契約が終了し、又は解除された後直ちに返還し、又は引き渡し、若しくは消去しなければならない。 ・委託事業者は、個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。ただし、書面により横須賀市の承諾を得た場合は、この限りではない。 ・横須賀市は、個人情報を保護するために必要な限度において、委託事業者に対し、個人情報を取り扱う事務について管理状況の説明若しくは資料の提出を求め、又は委託事業者の事務所に立ち入ることができる。 ・個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに横須賀市に報告し、本市の指示に従わなければ	特定個人情報を含む全ての個人情報について、以下の内容を「個人情報の取扱いに関する特記事項」として契約書に添付し、委託事業者に順守させます。 ・個人情報の漏えい、滅失、改ざん、き損及びその他の事故を未然に防止するため必要な措置を講じる。 ・個人情報の取扱いに関する責任体制を整備し、管理責任者を定める。 ・個人情報の内容を第三者に漏らしてはならない。契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。 ・業務を処理するため個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、当該目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。 ・横須賀市の指示又は承諾があるときを除き、業務の目的以外の目的に個人情報を利用し、又は第三者に提供してはならない。ならびに複写し、又は複製してはならない。 ・横須賀市から貸与された、又は委託事業者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報の記録された資料等は、契約が終了し、又は解除された後直ちに返還し、又は引き渡し、若しくは消去しなければならない。 ・委託事業者は、個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。ただし、書面により横須賀市の承諾を得た場合は、この限りではない。 ・横須賀市は、個人情報を保護するために必要な限度において、委託事業者に対し、個人情報を取り扱う事務について管理状況の説明若しくは資料の提出を求め、又は委託事業者の事務所に立ち入ることができる。 ・個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに横須賀市に報告し、本市の指示に従わなければ	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな い。
	Ⅲ リスク対策（プロセス） （１）税務関係システムファイル ４．特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 具体的な方法	委託者の承諾を得た場合に再委託を可能としています。その場合には作業状況について報告書を提出させ、ルール遵守の状況を確認します。	委託者の承諾を得た場合に再委託を可能としている。その場合には作業状況について報告書を提出させ、ルール遵守の状況を確認する。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな い。
	Ⅲ リスク対策（プロセス） （１）税務関係システムファイル ５．特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） リスク１： 不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転の記録 具体的な方法	特定個人情報の提供・移転時には、情報照会・情報提供（どの端末でどの職員が、どの住民の情報について、いつ参照を行ったか）の記録がシステムに逐一保存されます。	特定個人情報の提供・移転時には、情報照会・情報提供（どの端末でどの職員が、どの住民の情報について、いつ参照を行ったか）の記録がシステムに逐一保存する。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな い。
	Ⅲ リスク対策（プロセス） （１）税務関係システムファイル ５．特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） リスク１： 不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転に関するルール ルールの内容及びルール遵守の確認方法	他の業務所管課より情報の移転・提供を求められた場合は、データ利用申請書による申請が必要であり、審査の結果、承認されたものについてのみ、データの移転・提供を行っています。	他の業務所管課より情報の移転・提供を求められた場合は、データ利用申請書による申請が必要であり、審査の結果、承認されたものについてのみ、データの移転・提供を行っている。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな い。
	Ⅲ リスク対策（プロセス） （１）税務関係システムファイル ５．特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） リスク１： 不正な提供・移転が行われるリスク その他の措置の内容	「サーバー室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」については申請が必要であり、審査の結果、承認されたものについてのみ権限を与えることで情報の持ち出しを制限します。	「サーバー室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」については申請が必要であり、審査の結果、承認されたものについてのみ権限を与えることで情報の持ち出しを制限する。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな い。
	Ⅲ リスク対策（プロセス） （１）税務関係システムファイル ５．特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） リスク２： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク リスクに対する措置の内容	税総合システムにより特定の権限者以外は情報照会・提供ができず、さらに、情報照会・情報提供記録をシステムに逐一保存することで、不適切な方法で特定個人情報がやりとりされることを防止します。	税総合システムにより特定の権限者以外は情報照会・提供ができず、さらに、情報照会・情報提供記録をシステムに逐一保存することで、不適切な方法で特定個人情報がやりとりされることを防止している。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな い。
	Ⅲ リスク対策（プロセス） （１）税務関係システムファイル ５．特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） リスク３： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク リスクに対する措置の内容	・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 提供・移転する情報は提供・移転する前にその情報の作成日時、件数、内容の確認を行い、誤った情報が作成されないことを担保します。 ・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 庁内連携システムでは本業務で保有する情報をすべて連携することはできず、番号法に基づき認められる情報のみ認められた相手にしか移転できないよう、システムの仕組みとして担保されています。	・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 提供・移転する情報は提供・移転する前にその情報の作成日時、件数、内容の確認を行い、誤った情報が作成されないことを担保する。 ・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 庁内連携システムでは本業務で保有する情報をすべて連携することはできず、番号法に基づき認められる情報のみ認められた相手にしか移転できないよう、システムの仕組みとして担保されている。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな い。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ リスク対策（プロセス） （１）税務関係システムファイル 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク１： 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	<税務関係システムにおける措置> 特定個人情報入手時には、情報照会（どの端末でどの職員が、どの住民の 情報についていつ参照を行ったか）の記録をシステムに逐一保存することで、 不正な入手を防止します。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能（※1）により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行 う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照会リスト（※ 2）との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワーク システムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになりま す。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えて おり、目的外提供やセキュリティリスクに対応しています。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能（※3）では、ログイン時の職員認 証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実 施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止す る仕組みになっています。 （※1）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照 会した情報の受領を行う機能です。 （※2）番号法別表第2及び第19条第14号に基づき事務手続きごとに情報照会 者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報情報をリスト化したものです。 （※3）中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づい た各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能です。	<税務関係システムにおける措置> 特定個人情報入手時には、情報照会（どの端末でどの職員が、どの住民の情報 についていつ参照を行ったか）の記録をシステムに逐一保存することで、不正な入 手を防止している。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能（※1）により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行 う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照会リスト（※2）との照 会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情 報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認 められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリ ティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能（※3）では、ログイン時の職員認証の 他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施され るため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みに なっている。 （※1）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会し た情報の受領を行う機能である。 （※2）番号法別表第2及び第19条第14号に基づき事務手続きごとに情報照会者、情 報提供者、照会・提供可能な特定個人情報情報をリスト化したものである。 （※3）中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各 種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能である。	事後	文言整理による記載の変更の ため、重要な変更にあたらな い。
	Ⅲ リスク対策（プロセス） （１）税務関係システムファイル 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク２： 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	<税務関係システムにおける措置> 中間サーバーと税務関係システム間の連携は、L G W A N、庁内ネット ワーク及びサーバー間通信に限定されるため、安全が確保されています。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が 設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の 入手のみ実施できるように設計されるため、安全性が担保されています。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間 は、高度なセキュリティを維持した行政専用ネットワーク（総合行政ネッ トワーク等）を利用することにより、安全性を確保しています。 ②中間サーバーと団体についてはV P N等の技術を利用し、団体ごとに通 信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保してい ます。	<税務関係システムにおける措置> 中間サーバーと税務関係システム間の連携は、L G W A N、庁内ネットワ ーク及びサーバー間通信に限定されるため、安全が確保されている。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設 置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手の み実施できるように設計されるため、安全性が担保されている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高 度なセキュリティを維持した行政専用ネットワーク（総合行政ネットワー ク等）を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはV P N等の技術を利用し、団体ごとに通信回 線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。	事後	文言整理による記載の変更の ため、重要な変更にあたらな い。
	Ⅲ リスク対策（プロセス） （１）税務関係システムファイル 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク３： 入手した特定個人情報が入力不正であるリスク リスクに対する措置の内容	<税務関係システムにおける措置> 情報照会にあたっては、中間サーバーから入手した特定個人情報の情報 提供用個人識別符号が団体内統合宛名番号に正確に変換されることにより 税務関係システム上で個人を識別できるため、照会対象者に係る特定個人 情報を正確に入手することが担保されています。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が 設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個 人識別符号により紐付けられた照会対象に係る特定個人情報を入力するた め、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入力することが担保されて います。	<税務関係システムにおける措置> 情報照会にあたっては、中間サーバーから入手した特定個人情報の情報提供 用個人識別符号が団体内統合宛名番号に正確に変換されることにより税務関係 システム上で個人を識別できるため、照会対象者に係る特定個人情報に正確に 入手することが担保されている。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設 置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別 符号により紐付けられた照会対象に係る特定個人情報を入力するため、正確 な照会対象者に係る特定個人情報を入力することが担保されている。	事後	文言整理による記載の変更の ため、重要な変更にあたらな い。
	Ⅲ リスク対策（プロセス） （１）税務関係システムファイル 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク４： 入手の際に特定個人情報が入力不正・紛失するリスク リスクに対する措置の内容 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>まで	<税務関係システムにおける措置> 中間サーバと税務関係システム間の連携は、L G W A N、庁内ネット ワーク及びサーバー間通信に限定されるため、安全が確保されています。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情 報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応しています （※）。 ②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステム からのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後 に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人 情報が漏えい・紛失するリスクを軽減しています。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能ではログイン時の職員認証の他 に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻操作内容の記録が実施さ れるため、不適切な接続端末操作や、不適切なオンライン連携を抑止する 仕組みになっています。 （※）中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人 情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者 の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっています。そのため、 情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっています。	<税務関係システムにおける措置> 中間サーバと税務関係システム間の連携は、L G W A N、庁内ネットワー ク及びサーバー間通信に限定されるため、安全が確保されている。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の 入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している（※）。 ②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムから のアクセスを防止する仕組みを設けている。 ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当 該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が入 漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能ではログイン時の職員認証の他に 、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻操作内容の記録が実施され るため、不適切な接続端末操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組 みになっている。 （※）中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情 報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中 間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネッ トワークシステムでは復号されないものとなっている。	事後	文言整理による記載の変更の ため、重要な変更にあたらな い。
	Ⅲ リスク対策（プロセス） （１）税務関係システムファイル 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク４： 入手の際に特定個人情報が入力不正・紛失するリスク リスクに対する措置の内容 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置>から	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間 は、高度なセキュリティを維持した行政専用ネットワーク（総合行政ネッ トワーク等）を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応してい ます。 ②中間サーバーと団体についてはV P N等の技術を利用し、団体ごとに通 信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリス クに対応しています。 ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プ ラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報 へはアクセスすることはできません。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高 度なセキュリティを維持した行政専用ネットワーク（総合行政ネットワー ク等）を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはV P N等の技術を利用し、団体ごとに通信回 線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対 応している。 ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プ ラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へ はアクセスすることはできない。	事後	文言整理による記載の変更の ため、重要な変更にあたらな い。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ リスク対策（プロセス） （１）税務関係システムファイル 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク５： 不正な提供が行われるリスク リスクに対する措置の内容	<税務関係システムにおける措置> 特定個人情報の提供・移転時には、情報照会・情報提供（どの端末でどの職員が、どの住民の情報についていつ参照を行ったか）の記録をデータベースに逐一保存することで、不正な提供を防止します。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能（※）により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施しています。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報に不正に提供されるリスクに対応しています。 ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報に不正に提供されるリスクに対応しています。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっています。 （※）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能です。	<税務関係システムにおける措置> 特定個人情報の提供・移転時には、情報照会・情報提供（どの端末でどの職員が、どの住民の情報についていつ参照を行ったか）の記録をデータベースに逐一保存することで、不正な提供を防止します。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能（※）により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施しています。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報に不正に提供されるリスクに対応しています。 ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報に不正に提供されるリスクに対応しています。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっています。 （※）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能です。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな
		<税務関係システムにおける措置> 税総合システムにより特定の権限者以外は情報照会・提供ができません、さらに、情報照会・情報提供記録をデータベースに逐一保存することで、不適切な方法で特定個人情報やりとりされることを防止する。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①セキュリティ管理機能（※）により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっています。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっています。 （※）暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可用照会リストを管理する機能です。	<税務関係システムにおける措置> 税総合システムにより特定の権限者以外は情報照会・提供ができません、さらに、情報照会・情報提供記録をデータベースに逐一保存することで、不適切な方法で特定個人情報やりとりされることを防止する。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①セキュリティ管理機能（※）により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 （※）暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可用照会リストを管理する機能である。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな
		<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応しています。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応しています。 ③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人		
	Ⅲ リスク対策（プロセス） （１）税務関係システムファイル 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク７： 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク リスクに対する措置の内容	<税務関係システムに関する措置> ・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 提供・移転する情報は提供・移転する前にその情報の作成日時、件数、内容の確認を行い、誤った情報が作成されないことをシステム上で担保します。 ・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 庁内連携システムでは、番号法に基づき認められる情報のみ、認められた相手にしか移転できないよう、システムの仕組みとして担保されている。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報提供されるリスクに対応しています。 ②情報提供データベース管理機能（※）により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報提供してしまうリスクに対応しています。 ③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有しています。 （※）特定個人情報提供を副本として保存・管理する機能です。	<税務関係システムに関する措置> ・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 提供・移転する情報は提供・移転する前にその情報の作成日時、件数、内容の確認を行い、誤った情報が作成されないことをシステム上で担保する。 ・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 庁内連携システムでは、番号法に基づき認められる情報のみ、認められた相手にしか移転できないよう、システムの仕組みとして担保されている。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報提供されるリスクに対応している。 ②情報提供データベース管理機能（※）により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報提供してしまうリスクに対応している。 ③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 （※）特定個人情報提供を副本として保存・管理する機能である。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな
		<横浜買市における措置> 本市では、情報提供ネットワークシステムとの全ての連携（接続）は、中間サーバーが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、本市の業務システムへのアクセスはできません。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっています。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応しています。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保しています。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保しています。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできません。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみを行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化します。	<横浜買市における措置> 本市では、情報提供ネットワークシステムとの全ての連携（接続）は、中間サーバーが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、本市の業務システムへのアクセスはできない。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみを行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化している。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ リスク対策（プロセス） （１）税務関係システムファイル ７．特定個人情報の保管・消去 リスク１： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	<横須賀市における措置> ・盗難を防ぐために、特定個人情報を含む記憶媒体は事務室内の施設ができる場所に保管しています。 ・課内にある端末はセキュリティーワイヤーを用いて設置しています。 ・サーバ室は生体認証装置による入退室管理を行うとともに、監視カメラで録画しています。 ・サーバ室内に設置したサーバは、全て鍵付のサーバラックに設置しています。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> 中間サーバ・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施設管理をすることとしています。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避します。	<横須賀市における措置> ・盗難を防ぐために、特定個人情報を含む記憶媒体は事務室内の施設ができる場所に保管している。 ・課内にある端末はセキュリティーワイヤーを用いて設置している。 ・サーバ室は生体認証装置による入退室管理を行うとともに、監視カメラで録画している。 ・サーバ室内に設置したサーバは、全て鍵付のサーバラックに設置している。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> 中間サーバ・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施設管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避している。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな
	Ⅲ リスク対策（プロセス） （１）税務関係システムファイル ７．特定個人情報の保管・消去 リスク１： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	<横須賀市における措置> ・特定個人情報ファイルを管理しているサーバは、インターネット等の外部ネットワークから隔離されたネットワーク上に設置しています。 ・個人情報については、一般PCにローカル保存せず、サーバ及び鍵付ラック内の特定PCの所定の保管フォルダに保存することとしています。 ・コンピュータウイルス対策ソフトウェアを導入し、毎月更新しています。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバ・プラットフォームではUTM（コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置）等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行っています。 ②中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行っています。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行っています。	<横須賀市における措置> ・特定個人情報ファイルを管理しているサーバは、インターネット等の外部ネットワークから隔離されたネットワーク上に設置している。 ・個人情報については、一般PCにローカル保存せず、サーバ及び鍵付ラック内の特定PCの所定の保管フォルダに保存することとしている。 ・コンピュータウイルス対策ソフトウェアを導入し、毎月更新している。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバ・プラットフォームではUTM（コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置）等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行っている。 ②中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行っている。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行っている。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな
	Ⅲ リスク対策（プロセス） （１）税務関係システムファイル ７．特定個人情報の保管・消去 リスク１： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑩死者の個人番号 具体的な保管方法	死者の個人番号と生存する個人の個人番号を分けて管理していないため、生存する個人の個人番号と同様の管理を行います。	死者の個人番号と生存する個人の個人番号を分けて管理していないため、生存する個人の個人番号と同様の管理を行う。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな
	Ⅲ リスク対策（プロセス） （１）税務関係システムファイル ７．特定個人情報の保管・消去 リスク２： 特定個人情報の古い情報のまま保管され続けるリスク リスクに対する措置の内容	保有する情報は、異動があった場合に随時更新しているため、古い情報のまま保管されるリスクはありません。	保有する情報は、異動があった場合に随時更新しているため、古い情報のまま保管されるリスクはない。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな
	Ⅲ リスク対策（プロセス） （１）税務関係システムファイル ７．特定個人情報の保管・消去 リスク３： 特定個人情報の消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順 手順の内容	・媒体等の処分の際には、情報を復元できないよう、電子情報消去専用ソフトウェアによる電子情報の消去、媒体等に対する磁気照射により電子情報の消去又は電子情報を復元不可能な状態にするべく媒体等の物理的破壊、のいずれかの措置を行います。なお、特定個人情報を記録した媒体等を処分する場合は、両方の措置をします。 ・申告書等については、地方税法等に更正・決定等の期間制限、地方税・還付金の消滅時効、証明書の交付期間についての定めがあり、これらに準拠して保管及び廃棄を行います。廃棄は、情報漏えいがないよう裁断、溶解等の方法を採用します。	・媒体等の処分の際には、情報を復元できないよう、電子情報消去専用ソフトウェアによる電子情報の消去、媒体等に対する磁気照射により電子情報の消去又は電子情報を復元不可能な状態にするべく媒体等の物理的破壊、のいずれかの措置を行います。なお、特定個人情報を記録した媒体等を処分する場合は、両方の措置をする。 ・申告書等については、地方税法等に更正・決定等の期間制限、地方税・還付金の消滅時効、証明書の交付期間についての定めがあり、これらに準拠して保管及び廃棄を行います。廃棄は、情報漏えいがないよう裁断、溶解等の方法を採用する。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな
	Ⅲ リスク対策（プロセス） （３）GISシステムファイル ２．特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク１： 目的外の手入が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	税務関係システムファイル上で紐づけられた物件の所有者のみに限定することで、対象者以外の情報の入手を防止します。	税務関係システムファイル上で紐づけられた物件の所有者のみに限定することで、対象者以外の情報の入手を防止している。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな
	Ⅲ リスク対策（プロセス） （３）GISシステムファイル ２．特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク１： 目的外の手入が行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	正当な利用目的以外の目的にデータベースが使用されることを防止するため、本人情報でなく、物件情報を検索条件としています。	正当な利用目的以外の目的にデータベースが使用されることを防止するため、本人情報でなく、物件情報を検索条件としている。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな
	Ⅲ リスク対策（プロセス） （３）GISシステムファイル ２．特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク２： 不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	本人情報の入手元は、税務関係システムファイルに限定しています。	本人情報の入手元は、税務関係システムファイルに限定している。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな
	Ⅲ リスク対策（プロセス） （３）GISシステムファイル ２．特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク３： 入手した特定個人情報が入手した本人確認であるリスク 入手の際の本人確認の措置の内容	税務関係システムファイルにおける本人確認済みの宛名情報を利用します。	税務関係システムファイルにおける本人確認済みの宛名情報を利用する。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ リスク対策（プロセス） （３）GISシステムファイル ２．特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク３： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク 個人番号の真正性確認の措置の内容	税務関係システムファイルにおける本人確認済みの宛名情報を利用します。個人番号は本ファイルには格納しません。	税務関係システムファイルにおける本人確認済みの宛名情報を利用する。個人番号は本ファイルには格納していない。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな
	Ⅲ リスク対策（プロセス） （３）GISシステムファイル ２．特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク３： 入手した特定個人情報不正確であるリスク 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	税務関係システムファイルにおける本人確認済みの宛名情報を利用することで、特定個人情報の正確性を確保しています。	税務関係システムファイルにおける本人確認済みの宛名情報を利用することで、特定個人情報の正確性を確保している。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな
	Ⅲ リスク対策（プロセス） （３）GISシステムファイル ２．特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク４： 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容	税務関係システムファイルから入手する宛名情報は電子媒体により提供され、その際に受け渡し簿を記録します。システムは、閉じられたネットワーク上で運用され、それ以外への接続はできないシステムになっています。	税務関係システムファイルから入手する宛名情報は電子媒体により提供され、その際に受け渡し簿を記録する。システムは、閉じられたネットワーク上で運用され、それ以外への接続はできないシステムになっている。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな
	Ⅲ リスク対策（プロセス） （３）GISシステムファイル ３．特定個人情報の使用 リスク１： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク 宛名システム等における措置の内容	本システムと宛名管理システム間の接続は行いません。	本システムと宛名管理システム間の接続は行わない。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな
	Ⅲ リスク対策（プロセス） （３）GISシステムファイル ３．特定個人情報の使用 リスク１： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク 宛名システム等における措置の内容	システムは、閉じられたネットワーク上で運用され、それ以外への接続はできないシステムになっていますので、目的を超えた紐付けは行えませ	システムは、閉じられたネットワーク上で運用され、それ以外への接続はできないシステムになっているので、目的を超えた紐付けはできない。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな
	Ⅲ リスク対策（プロセス） （３）GISシステムファイル ３．特定個人情報の使用 リスク２： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の方法 具体的な管理方法	本システムを利用する端末は、該当職員個人のID及びパスワードによる認証を行っています。	本システムを利用する端末は、該当職員個人のID及びパスワードによる認証を行っている。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな
	Ⅲ リスク対策（プロセス） （３）GISシステムファイル ３．特定個人情報の使用 リスク２： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク アクセス権限の管理 具体的な管理方法	退職した元職員や異動した職員等のアクセス権限の失効管理を適切に行います。	退職した元職員や異動した職員等のアクセス権限の失効管理を適切に行っている。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな
	Ⅲ リスク対策（プロセス） （３）GISシステムファイル ３．特定個人情報の使用 リスク２： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク アクセス権限の管理 具体的な管理方法	・操作者の権限等に応じたアクセス権限が付与されるよう管理します。 ・不正アクセスを分析するために、端末において操作履歴の記録を取得し保管します。	・操作者の権限等に応じたアクセス権限が付与されるよう管理する。 ・不正アクセスを分析するために、端末において操作履歴の記録を取得し保管する。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな
	Ⅲ リスク対策（プロセス） （３）GISシステムファイル ３．特定個人情報の使用 リスク２： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク 特定個人情報の使用の記録 具体的な管理方法	・本人確認情報を扱うシステムの操作履歴（アクセスログ・操作ログ）を記録します。 ・不正な操作が無いことについて、操作履歴により適時確認します。	・本人確認情報を扱うシステムの操作履歴（アクセスログ・操作ログ）を記録する。 ・不正な操作が無いことについて、操作履歴により適時確認する。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな
	Ⅲ リスク対策（プロセス） （３）GISシステムファイル ３．特定個人情報の使用 リスク３： 従業者が事務外で使用するリスク リスクに対する措置の内容	システム利用職員に対し、事務外利用の禁止等について指導します。	システム利用職員に対し、事務外利用の禁止等について指導している。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな
	Ⅲ リスク対策（プロセス） （３）GISシステムファイル ３．特定個人情報の使用 リスク４： 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容	システム上、システム利用職員では、情報の複製は行えない仕組みとしています。 また、バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先等に対し強く指導します。	システム上、システム利用職員では、情報の複製は行えない仕組みとしている。 また、バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先等に対し強く指導している。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな
	Ⅲ リスク対策（プロセス） （３）GISシステムファイル リスク４： 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じます。 ・スクリーンセーバー等を利用して、長時間にわたり特定個人情報を表示させません。 ・GIS端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置きます。 ・特定個人情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要な範囲にとどめます。 ・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得るものとします。	その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。 ・スクリーンセーバー等を利用して、長時間にわたり特定個人情報を表示させない。 ・GIS端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。 ・特定個人情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要な範囲にとどめる。 ・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得るものとする。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ リスク対策（プロセス） （３）GISシステムファイル ４．特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認	・委託先における個人情報適正管理体制等を確認します。 ・個人情報セキュリティ対策書を提出させ、遵守させます。 ・委託契約書に特定個人情報の取扱いに関する特記事項を添付し、適正管理を徹底させます。	・委託先における個人情報適正管理体制等を確認する。 ・個人情報セキュリティ対策書を提出させ、遵守させる。 ・委託契約書に特定個人情報の取扱いに関する特記事項を添付し、適正管理を徹底させる。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな い。
	Ⅲ リスク対策（プロセス） （３）GISシステムファイル ４．特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 具体的な制限方法	１ 委託契約に関わる作業従事者の内、特定個人情報を含むデータの作成や更新に携わる者においては、「作業従事者名簿一覧」を作成の上、事前に本市に提出させ、その承認を受けることとしています。 ２ １の作業従事者のうち、本市事務室への入退室が必要な者については、「誓約書」に署名の上、本市に提出させます。 ３ 事前に申請許可された者以外は特定個人情報ファイルにアクセスできないよう制御し、ユーザIDとパスワードにより認証します。	１ 委託契約に関わる作業従事者の内、特定個人情報を含むデータの作成や更新に携わる者においては、「作業従事者名簿一覧」を作成の上、事前に本市に提出させ、その承認を受けることとしている。 ２ １の作業従事者のうち、本市事務室への入退室が必要な者については、「誓約書」に署名の上、本市に提出させる。 ３ 事前に申請許可された者以外は特定個人情報ファイルにアクセスできないよう制御し、ユーザIDとパスワードにより認証する。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな い。
	Ⅲ リスク対策（プロセス） （３）GISシステムファイル ４．特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 具体的な制限方法	・契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残します。 ・委託業者から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残します。	・契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 ・委託業者から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな い。
	Ⅲ リスク対策（プロセス） （３）GISシステムファイル ４．特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール 委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託している作業内容では、委託先への特定個人情報を含むファイルの提供はありません。	委託している作業内容では、委託先への特定個人情報を含むファイルの提供はない。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな い。
	Ⅲ リスク対策（プロセス） （３）GISシステムファイル ４．特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール 委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託している作業内容では、委託先への特定個人情報を含むファイルの提供はありません。	委託している作業内容では、委託先への特定個人情報を含むファイルの提供はない。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな い。
	Ⅲ リスク対策（プロセス） （３）GISシステムファイル ４．特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 規定の内容	事務室内の指定された端末上のデータを、職員立ち会いのもとサーバに登録し、作業終了後、市職員がデータ消去しています。	事務室内の指定された端末上のデータを、職員立ち会いのもとサーバに登録し、作業終了後、市職員がデータ消去している。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな い。
	Ⅲ リスク対策（プロセス） （３）GISシステムファイル ４．特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 規定の内容	特定個人情報を含むファイルは提供しないこととしています。	特定個人情報を含むファイルは提供しないこととしている。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな い。
	Ⅲ リスク対策（プロセス） （３）GISシステムファイル ７．特定個人情報の保管・消去 リスク１： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	横須賀市施設内に設置されている鍵付きのサーバーラック内のサーバーに保管されています。	横須賀市施設内に設置されている鍵付きのサーバーラック内のサーバーに保管されている。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな い。
	Ⅲ リスク対策（プロセス） （３）GISシステムファイル ７．特定個人情報の保管・消去 リスク１： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	サーバーへのアクセスはID／パスワードによる認証が必要となります。	サーバーへのアクセスはID／パスワードによる認証が必要となる。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな い。
	Ⅲ リスク対策（プロセス） （３）GISシステムファイル ７．特定個人情報の保管・消去 リスク１： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑧死者の個人番号 具体的な保管方法	個人番号は保管しません。	個人番号は保管しない。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな い。
	Ⅲ リスク対策（プロセス） （３）GISシステムファイル ７．特定個人情報の保管・消去 リスク２： 特定個人情報の古い情報のまま保管され続けるリスク リスクに対する措置の内容	税務関係システムファイルとの整合処理を年1回実施し、保存する本人確認情報を最新化しています。	税務関係システムファイルとの整合処理を年1回実施し、保存する本人確認情報を最新化している。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな い。
	Ⅲ リスク対策（プロセス） （３）GISシステムファイル ７．特定個人情報の保管・消去 リスク３： 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順 手順の内容	媒体等の処分の際には、情報を復元できないよう、電子情報消去専用ソフトウェアによる電子情報の消去、媒体等に対する磁気照射により電子情報の消去又は電子情報を復元不可能な状態にするべく媒体等の物理的破壊、のいずれかの措置を行います。なお、特定個人情報を記録した媒体等を処分する場合は、両方の措置をします。	媒体等の処分の際には、情報を復元できないよう、電子情報消去専用ソフトウェアによる電子情報の消去、媒体等に対する磁気照射により電子情報の消去又は電子情報を復元不可能な状態にするべく媒体等の物理的破壊、のいずれかの措置を行う。なお、特定個人情報を記録した媒体等を処分する場合は、両方の措置をする。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな い。
	Ⅲ リスク対策（プロセス） （４）家屋評価計算システムファイル ２．特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク１： 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	建築指導課から建築確認申請書一覧をデータでもらい、家屋評価計算システムファイルに取り込むことで、課税対象者の情報のみを入手している。 また、税務関係システムファイル又は登記済通知書で、家屋評価計算システムファイルに取り込んだ情報を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止します。	建築指導課から建築確認申請書一覧をデータでもらい、家屋評価計算システムファイルに取り込むことで、課税対象者の情報のみを入手している。 また、税務関係システムファイル又は登記済通知書で、家屋評価計算システムファイルに取り込んだ情報を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止している。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな い。
	Ⅲ リスク対策（プロセス） （４）家屋評価計算システムファイル ２．特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク１： 目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	特定個人情報はデータ取込み又は手入力で行われ、情報を入力する際に入力フォームがあるため、必要な情報以外を入手・入力することはありません。	特定個人情報はデータ取込み又は手入力で行われ、情報を入力する際に入力フォームがあるため、必要な情報以外を入手・入力することはない。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな い。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ リスク対策（プロセス） （４）家屋評価計算システムファイル ２．特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク２： 不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	本人情報の入手元は、建築確認申請書・税務関係システムファイル・登記済通知書に限定しています。	本人情報の入手元は、建築確認申請書・税務関係システムファイル・登記済通知書に限定している。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな い。
	Ⅲ リスク対策（プロセス） （４）家屋評価計算システムファイル ２．特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク３： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク 入手の際の本人確認の措置の内容	本人確認済みの宛名情報を利用します。	本人確認済みの宛名情報を利用する。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな い。
	Ⅲ リスク対策（プロセス） （４）家屋評価計算システムファイル ２．特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク３： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク 個人番号の真正性確認の措置の内容	本人確認済みの宛名情報を利用します。なお、個人番号は本ファイルには格納しません。	本人確認済みの宛名情報を利用する。なお、個人番号は本ファイルには格納しない。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな い。
	Ⅲ リスク対策（プロセス） （４）家屋評価計算システムファイル ２．特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク３： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	本人確認済みの宛名情報を利用することで、特定個人情報の正確性を確保しています。	本人確認済みの宛名情報を利用することで、特定個人情報の正確性を確保している。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな い。
	Ⅲ リスク対策（プロセス） （４）家屋評価計算システムファイル ２．特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク４： 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容	建築確認申請書・税務関係システムファイル・登記済通知書から入手する宛名情報を、その他識別番号・住所・氏名に限定し、データ又は目視で家屋評価計算システムのパソコンに取込又は入力しています。なお、税務関係システムパソコン・家屋評価計算システムパソコンは、該当職員個人のID及びパスワードによる認証を行っています。	建築確認申請書・税務関係システムファイル・登記済通知書から入手する宛名情報を、その他識別番号・住所・氏名に限定し、データ又は目視で家屋評価計算システムのパソコンに取込又は入力している。なお、税務関係システムパソコン・家屋評価計算システムパソコンは、該当職員個人のID及びパスワードによる認証を行っている。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな い。
	Ⅲ リスク対策（プロセス） （４）家屋評価計算システムファイル ３．特定個人情報の使用 リスク１： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク 宛名システム等における措置の内容	本システムと宛名管理システム間の接続は行いません。	本システムと宛名管理システム間の接続は行わない。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな い。
	Ⅲ リスク対策（プロセス） （４）家屋評価計算システムファイル ３．特定個人情報の使用 リスク１： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク 宛名システム等における措置の内容	システムは、閉じられたネットワーク上で運用され、それ以外への接続はできないシステムになっていますので、目的を超えた紐付けは行えません。	システムは、閉じられたネットワーク上で運用され、それ以外への接続はできないシステムになっているので、目的を超えた紐付けは行えない。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな い。
	Ⅲ リスク対策（プロセス） （４）家屋評価計算システムファイル ３．特定個人情報の使用 リスク２： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	本システムを利用する端末は、該当職員個人のID及びパスワードによる認証を行っています。	本システムを利用する端末は、該当職員個人のID及びパスワードによる認証を行っている。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな い。
	Ⅲ リスク対策（プロセス） （４）家屋評価計算システムファイル ３．特定個人情報の使用 リスク２： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク アクセス権限の管理 具体的な管理方法	退職した元職員や異動した職員等のアクセス権限の失効管理を適切に行います。	退職した元職員や異動した職員等のアクセス権限の失効管理を適切に行う。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな い。
	Ⅲ リスク対策（プロセス） （４）家屋評価計算システムファイル ３．特定個人情報の使用 リスク２： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク アクセス権限の管理 具体的な管理方法	・操作者の権限等に応じたアクセス権限が付与されるよう管理します。 ・不正アクセスを分析するために、端末において操作履歴の記録を取得し保管します。	・操作者の権限等に応じたアクセス権限が付与されるよう管理する。 ・不正アクセスを分析するために、端末において操作履歴の記録を取得し保管する。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな い。

章 頁 目	項 目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ リスク対策（プロセス） （４）家屋評価計算システムファイル ３．特定個人情報の使用 リスク２： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク 特定個人情報の使用の記録 具体的な管理方法	・本人確認情報を扱うシステムの操作履歴（アクセスログ・操作ログ）を記録します。 ・不正な操作が無いことについて、操作履歴により適時確認します。	・本人確認情報を扱うシステムの操作履歴（アクセスログ・操作ログ）を記録する。 ・不正な操作が無いことについて、操作履歴により適時確認する。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな い。
	Ⅲ リスク対策（プロセス） （４）家屋評価計算システムファイル ３．特定個人情報の使用 リスク３： 従業者が事務外で使用するリスク リスクに対する措置の内容	システム利用職員に対し、事務外利用の禁止等について指導します。	システム利用職員に対し、事務外利用の禁止等について指導する。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな い。
	Ⅲ リスク対策（プロセス） （４）家屋評価計算システムファイル ３．特定個人情報の使用 リスク４： 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容	システム上、システム利用職員では、情報の複製は行えない仕組みとしています。また、バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先等に対し強く指導します。	システム上、システム利用職員では、情報の複製は行えない仕組みとしている。また、バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先等に対し強く指導する。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな い。
	Ⅲ リスク対策（プロセス） （４）家屋評価計算システムファイル ３．特定個人情報の使用 リスク４： 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じます。 ・スクリーンセーバー等を利用して、長時間にわたり特定個人情報を表示させません。 ・家屋評価計算システムパソコンのディスプレイを、来庁者から見えない位置に置きます。 ・特定個人情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめます。 ・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得るものとします。	その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。 ・スクリーンセーバー等を利用して、長時間にわたり特定個人情報を表示させない。 ・家屋評価計算システムパソコンのディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。 ・特定個人情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる。 ・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得るものとする。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな い。
	Ⅲ リスク対策（プロセス） （４）家屋評価計算システムファイル ４．特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認	・委託先における個人情報適正管理体制等を確認します。 ・個人情報セキュリティ対策書を提出させ、遵守させます。 ・委託契約書に特定個人情報の取扱いに関する特記事項を添付し、適正管理を徹底させます。	・委託先における個人情報適正管理体制等を確認する。 ・個人情報セキュリティ対策書を提出させ、遵守させる。 ・委託契約書に特定個人情報の取扱いに関する特記事項を添付し、適正管理を徹底させる。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな い。
	Ⅲ リスク対策（プロセス） （４）家屋評価計算システムファイル ４．特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 具体的な制限方法	１ 委託契約に関わる作業従事者の内、特定個人情報を含むデータの作成や更新に携わる者においては、「作業従事者名簿一覧」を作成の上、事前に本市に提出させ、その承認を受けることとしています。 ２ １の作業従事者のうち、本市事務室への入退室が必要な者については、「誓約書」に署名の上、本市に提出させます。 ３ 事前に申請許可された者以外は特定個人情報ファイルにアクセスできないよう制御し、ユーザIDとパスワードにより認証します。	１ 委託契約に関わる作業従事者の内、特定個人情報を含むデータの作成や更新に携わる者においては、「作業従事者名簿一覧」を作成の上、事前に本市に提出させ、その承認を受けることとしている。 ２ １の作業従事者のうち、本市事務室への入退室が必要な者については、「誓約書」に署名の上、本市に提出させる。 ３ 事前に申請許可された者以外は特定個人情報ファイルにアクセスできないよう制御し、ユーザIDとパスワードにより認証する。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな い。
	Ⅲ リスク対策（プロセス） （４）家屋評価計算システムファイル ４．特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 具体的な制限方法	・契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認しています。 ・委託業者から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けています。	・契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認している。 ・委託業者から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けている。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな い。
	Ⅲ リスク対策（プロセス） （４）家屋評価計算システムファイル ４．特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの提供ルール 委託先から他者への提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	委託している作業内容では、委託先への特定個人情報を含むファイルの提供はありません。	委託している作業内容では、委託先への特定個人情報を含むファイルの提供はない。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな い。
	Ⅲ リスク対策（プロセス） （４）家屋評価計算システムファイル ４．特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール 委託元と委託先間の提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	委託している作業内容では、委託先への特定個人情報を含むファイルの提供はありません。	委託している作業内容では、委託先への特定個人情報を含むファイルの提供はない。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな い。
	Ⅲ リスク対策（プロセス） （４）家屋評価計算システムファイル ４．特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の消去ルール ルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託先は、特定個人情報記録された媒体について、委託契約終了後若しくは解除後、直ちに返還、又は引き渡し、若しくは消去しなければなりません。また、特定個人情報を消去した場合は、その旨の報告書を提出させます。	委託先は、特定個人情報記録された媒体について、委託契約終了後若しくは解除後、直ちに返還、又は引き渡し、若しくは消去しなければならない。また、特定個人情報を消去した場合は、その旨の報告書を提出させる。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな い。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ リスク対策（プロセス） （４）家屋評価計算システムファイル 4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 規定の内容	特定個人情報を含むファイルは提供しないこととしています。	特定個人情報を含むファイルは提供していません。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたりません。
	Ⅲ リスク対策（プロセス） （４）家屋評価計算システムファイル 4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いに関する規定 具体的な方法	委託者の承諾を得た場合に、再委託を可能としています。その場合には作業状況について報告書を提出させ、ルール遵守の状況を確認します。	委託者の承諾を得た場合に、再委託を可能としているその場合には作業状況について報告書を提出させ、ルール遵守の状況を確認する。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたりません。
	Ⅲ リスク対策（プロセス） （４）家屋評価計算システムファイル 7．特定個人情報の保管・消去 リスク1： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	横須賀市施設内に設置されている鍵付きのサーバーラック内のサーバーに保管されています。	横須賀市施設内に設置されている鍵付きのサーバーラック内のサーバーに保管されている。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたりません。
	Ⅲ リスク対策（プロセス） （４）家屋評価計算システムファイル 7．特定個人情報の保管・消去 リスク1： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	サーバーへのアクセスはＩＤ／パスワードによる認証が必要となります。	サーバーへのアクセスはＩＤ／パスワードによる認証が必要となる。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたりません。
	Ⅲ リスク対策（プロセス） （４）家屋評価計算システムファイル 7．特定個人情報の保管・消去 リスク1： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑧死者の個人番号 具体的な保管方法	個人番号は保管しません。	個人番号は保管しません。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたりません。
	Ⅲ リスク対策（プロセス） （４）家屋評価計算システムファイル 7．特定個人情報の保管・消去 リスク2： 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク リスクに対する措置の内容	当該データは更新する情報ではないため、そのまま保管します。	当該データは更新する情報ではないため、そのまま保管する。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたりません。
	Ⅲ リスク対策（プロセス） （４）家屋評価計算システムファイル 7．特定個人情報の保管・消去 リスク3： 特定個人情報消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順 手順の内容	媒体等の処分の際には、情報を復元できないよう、電子情報消去専用ソフトウェアによる電子情報の消去、媒体等に対する磁気照射により電子情報の消去又は電子情報を復元不可能な状態にするべく媒体等の物理的破壊、のいずれかの措置を行います。なお、特定個人情報を記録した媒体等を処分する場合は、両方の措置をします。	媒体等の処分の際には、情報を復元できないよう、電子情報消去専用ソフトウェアによる電子情報の消去、媒体等に対する磁気照射により電子情報の消去又は電子情報を復元不可能な状態にするべく媒体等の物理的破壊、のいずれかの措置を行う。なお、特定個人情報を記録した媒体等を処分する場合は、両方の措置を行う。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたりません。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ リスク対策（プロセス） （５）eLTAX・国税連携システムファイル ２．特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク１： 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<本人又は本人の代理人、給与支払者、公的年金等支払者（日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。）> 地方税ポータルセンタ（eLTAX）では、申告等の手続きを行うおとしている者からしか情報を受け付けないようにシステムで制御しています。 eLTAXを利用するためには、利用届出を提出し、利用者IDと暗証番号を取得して、電子証明書登録する必要があります。申告等の手続きの際に添付される電子証明書と登録情報との確認を行うことにより、なりすまし（第三者が利用者のふりをして申請すること）の確認・検証ができます。 また、利用届出や申告データ等に設定された提出先情報により、審査システム（eLTAX）が地方税ポータルセンタ（eLTAX）から取得できる情報に制限がされています。 <公的年金等支払者（日本年金機構、地方公務員共済組合等）> 地方税ポータルセンタ（eLTAX）では、公的年金等支払者から提出されたＤＶＤに記録された情報を格納しており、ＤＶＤに記録された提出先情報により、審査システム（eLTAX）が地方税ポータルセンタ（eLTAX）から取得できる情報に制限がされています。 <国税庁、他市区町村> 国税連携システム（eLTAX）は、地方税ポータルシステム（eLTAX）を通じて接続先が固定されており、国税庁及び他市区町村としか繋がっておらず、国税庁及び他市区町村から送信される情報以外を入手することはできません。	<本人又は本人の代理人、給与支払者、公的年金等支払者（日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。）> 地方税ポータルセンタ（eLTAX）では、申告等の手続きを行うおとしている者からしか情報を受け付けないようにシステムで制御している。eLTAXを利用するためには、利用届出を提出し、利用者IDと暗証番号を取得して、電子証明書登録する必要がある。申告等の手続きの際に添付される電子証明書と登録情報との確認を行うことにより、なりすまし（第三者が利用者のふりをして申請すること）の確認・検証ができる。 また、利用届出や申告データ等に設定された提出先情報により、電子申告システム（eLTAX）が地方税ポータルセンタ（eLTAX）から取得できる情報に制限がされている。 <公的年金等支払者（日本年金機構、地方公務員共済組合等）> 地方税ポータルセンタ（eLTAX）では、公的年金等支払者から提出されたＤＶＤに記録された情報を格納しており、ＤＶＤに記録された提出先情報により、電子申告システム（eLTAX）が地方税ポータルセンタ（eLTAX）から取得できる情報に制限がされている。 <国税庁、他市区町村> 国税連携システム（eLTAX）は、地方税ポータルシステム（eLTAX）を通じて接続先が固定されており、国税庁及び他市区町村としか繋がっておらず、国税庁及び他市区町村から送信される情報以外を入手することはできない。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな
	Ⅲ リスク対策（プロセス） （５）eLTAX・国税連携システムファイル ２．特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク１： 目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	審査システム（eLTAX）及び国税連携システム（eLTAX）では、法令等により定められた様式を用いることで、必要な情報以外を入手することを防止しています。	電子申告システム（eLTAX）及び国税連携システム（eLTAX）では、法令等により定められた様式を用いることで、必要な情報以外を入手することを防止している。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな
	Ⅲ リスク対策（プロセス） （５）eLTAX・国税連携システムファイル ２．特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク２： 不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	<本人又は本人の代理人、給与支払者、公的年金等支払者（日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。）、公的年金等支払者（日本年金機構、地方公務員共済組合等）> 申告等の手続きを行う者が、地方税法等の規定に基づき申告書等を提出する際には、法令等において手続きに必要な事項を規定した様式を示していることから、申告等の手続きを行う者は個人番号の記載が必要であると認識した上で申告書等を提出することとなります。 <国税庁、他市区町村> 特定個人情報の入手元である国税庁及び他の市区町村は、使用目的が法令に基づくものであることを理解した上で提供を行います。	<本人又は本人の代理人、給与支払者、公的年金等支払者（日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。）、公的年金等支払者（日本年金機構、地方公務員共済組合等）> 申告等の手続きを行う者が、地方税法等の規定に基づき申告書等を提出する際には、法令等において手続きに必要な事項を規定した様式を示していることから、申告等の手続きを行う者は個人番号の記載が必要であると認識した上で申告書等を提出することとなる。 <国税庁、他市区町村> 特定個人情報の入手元である国税庁及び他の市区町村は、使用目的が法令に基づくものであることを理解した上で提供を行う。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな
	Ⅲ リスク対策（プロセス） （５）eLTAX・国税連携システムファイル ２．特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク３： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク 入手の際の本人確認の措置の内容	<本人又は本人の代理人> 番号法施行規則第３条（電子情報処理組織を使用して個人番号の提供を受ける場合の本人確認の措置）第２号ハに掲げる、署名用電子証明書及び当該電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けることなどにより確認します。 <給与支払者、公的年金等支払者（日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。）、公的年金等支払者（日本年金機構、地方公務員共済組合等）、国税庁> 特定個人情報の入手元が番号法第１６条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本市が当該入手元から入手する際は番号法第１６条が適用されません（提供を行う者自身の本人確認は「〇本人又は本人の代理人」と同様です）。 <他市区町村> 国税連携システム（eLTAX）で他市区町村から入手する情報は、他市区町村が国税庁から入手した情報であるため、特定個人情報の入手元が番号法第１６条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本市が当該入手元から入手する際は番号法第１６条が適用されません（提供を行う者自身の本人確認は「〇本人又は本人の代理人」と同様です）。	<本人又は本人の代理人> 税務システムは、統合宛名システムと連携して個人番号を保有しており、申告データ等を電子申告システム（eLTAX）から税務システムに登録する際に、真正性を確認する。 <給与支払者、公的年金等支払者（日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。）、公的年金等支払者（日本年金機構、地方公務員共済組合等）、国税庁> 特定個人情報の入手元が番号法第１６条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本市が当該入手元から入手する際は番号法第１６条が適用されません（提供を行う者自身の真正性確認は「〇本人又は本人の代理人」と同様です）。 <他市区町村> 国税連携システム（eLTAX）で他市区町村から入手する情報は、他市区町村が国税庁から入手した情報であるため、特定個人情報の入手元が番号法第１６条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本市が当該入手元から入手する際は番号法第１６条が適用されません（提供を行う者自身の真正性確認は「〇本人又は本人の代理人」と同様です）。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな
	Ⅲ リスク対策（プロセス） （５）eLTAX・国税連携システムファイル ２．特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク３： 入手した特定個人情報不正確であるリスク 個人番号の真正性確認の措置の内容	<本人又は本人の代理人> 税務システムは、統合宛名システムと連携して個人番号を保有しており、申告データ等を審査システム（eLTAX）から税務システムに登録する際に、真正性を確認します。 <給与支払者、公的年金等支払者（日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。）、公的年金等支払者（日本年金機構、地方公務員共済組合等）、国税庁> 特定個人情報の入手元が番号法第１６条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本市が当該入手元から入手する際は番号法第１６条が適用されません（提供を行う者自身の真正性確認は「〇本人又は本人の代理人」と同様です）。 <他市区町村> 国税連携システム（eLTAX）で他市区町村から入手する情報は、他市区町村が国税庁から入手した情報であるため、特定個人情報の入手元が番号法第１６条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本市が当該入手元から入手する際は番号法第１６条が適用されません（提供を行う者自身の真正性確認は「〇本人又は本人の代理人」と同様です）。	<本人又は本人の代理人> 税務システムは、統合宛名システムと連携して個人番号を保有しており、申告データ等を電子申告システム（eLTAX）から税務システムに登録する際に、真正性を確認する。 <給与支払者、公的年金等支払者（日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。）、公的年金等支払者（日本年金機構、地方公務員共済組合等）、国税庁> 特定個人情報の入手元が番号法第１６条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本市が当該入手元から入手する際は番号法第１６条が適用されない（提供を行う者自身の真正性確認は「〇本人又は本人の代理人」と同様である）。 <他市区町村> 国税連携システム（eLTAX）で他市区町村から入手する情報は、他市区町村が国税庁から入手した情報であるため、特定個人情報の入手元が番号法第１６条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本市が当該入手元から入手する際は番号法第１６条が適用されない（提供を行う者自身の真正性確認は「〇本人又は本人の代理人」と同様である）。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな
	Ⅲ リスク対策（プロセス） （５）eLTAX・国税連携システムファイル ２．特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク３： 入手した特定個人情報不正確であるリスク 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<本人又は本人の代理人、給与支払者、公的年金等支払者（日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。）、公的年金等支払者（日本年金機構、地方公務員共済組合等）> 審査システム（eLTAX）は、地方税ポータルセンタ（eLTAX）で受付を行った情報を原本として保存するシステムであるため、受領した情報をそのまま保管する必要があります。 <国税庁> 正確性の確保については、特定個人情報の入手元である国税庁に委ねられます。 <他市区町村> 国税連携システム（eLTAX）で他市区町村から入手する情報は、他市区町村が国税庁から入手した情報であるため、正確性の確保については、特定個人情報の入手元である国税庁に委ねられます。	<本人又は本人の代理人、給与支払者、公的年金等支払者（日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。）、公的年金等支払者（日本年金機構、地方公務員共済組合等）> 電子申告システム（eLTAX）は、地方税ポータルセンタ（eLTAX）で受付を行った情報を原本として保存するシステムであるため、受領した情報をそのまま保管する必要がある。 <国税庁> 正確性の確保については、特定個人情報の入手元である国税庁に委ねられる。 <他市区町村> 国税連携システム（eLTAX）で他市区町村から入手する情報は、他市区町村が国税庁から入手した情報であるため、正確性の確保については、特定個人情報の入手元である国税庁に委ねられる。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ リスク対策（プロセス） （５）eLTAX・国税連携システムファイル ２．特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク４：特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容	<本人又は本人の代理人、給与支払者、公的年金等支払者（日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。）> 申告等の手続きを行う者から地方税ポータルセンタ（eLTAX）までのインターネット回線については、暗号化通信を行っています。また、地方税ポータルセンタ（eLTAX）から審査システム（eLTAX）までは、閉域網であるＬＧＷＡＮを利用するとともに、暗号化通信を行っています。 <公的年金等支払者（日本年金機構、地方公務員共済組合等）> 公的年金等支払者から、地方税共同機構までは、施設した容器に収納の上、輸送により又は持参により、暗号化された情報が記録されたＤＶＤを受領しています。地方税ポータルセンタ（eLTAX）から審査システム（eLTAX）までは、閉域網であるＬＧＷＡＮが利用され、暗号化通信を行っています。 なお、地方税ポータルセンタ（eLTAX）が取得したＤＶＤは、施設した容器に収納の上、輸送により、公的年金等支払者に返却しています。 <国税庁、他市区町村> 国税庁から地方税ポータルセンタ（eLTAX）までは、専用回線を利用するとともに、暗号化通信を行っています。また、地方税ポータルセンタ（eLTAX）から国税連携システム（eLTAX）までは、閉域網であるＬＧＷＡＮを利用するとともに、暗号化通信を行っています。	<本人又は本人の代理人、給与支払者、公的年金等支払者（日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。）> 申告等の手続きを行う者から地方税ポータルセンタ（eLTAX）までのインターネット回線については、暗号化通信を行っている。また、地方税ポータルセンタ（eLTAX）から電子申告等システム（eLTAX）までは、閉域網であるＬＧＷＡＮを利用するとともに、暗号化通信を行っている。 <公的年金等支払者（日本年金機構、地方公務員共済組合等）> 公的年金等支払者から、地方税共同機構までは、施設した容器に収納の上、輸送により又は持参により、暗号化された情報が記録されたＤＶＤを受領している。地方税ポータルセンタ（eLTAX）から電子申告等システム（eLTAX）までは、閉域網であるＬＧＷＡＮが利用され、暗号化通信を行っている。 なお、地方税ポータルセンタ（eLTAX）が取得したＤＶＤは、施設した容器に収納の上、輸送により、公的年金等支払者に返却している。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな
	Ⅲ リスク対策（プロセス） （５）eLTAX・国税連携システムファイル ３．特定個人情報の使用 リスク１：目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク 宛名システム等における措置の内容	eLTAXシステムは対象データを送受信するための専用回線のみ接続されており、その他のシステムとは接続されていません。	eLTAXシステムは対象データを送受信するための専用回線のみ接続されており、その他のシステムとは接続していない。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな
	Ⅲ リスク対策（プロセス） （５）eLTAX・国税連携システムファイル ３．特定個人情報の使用 リスク１：目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	eLTAXシステムは対象データを送受信するための専用回線のみ接続されており、その他のシステムとは接続されていません。	eLTAXシステムは対象データを送受信するための専用回線のみ接続されており、その他のシステムとは接続していない。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな
	Ⅲ リスク対策（プロセス） （５）eLTAX・国税連携システムファイル ３．特定個人情報の使用 リスク２：権限のない者（元職員、アクセス権のない職員等）によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	システムを利用する必要がある者の特定を行ったうえで、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施します。この際に、ユーザごとに利用可能な機能を制限することで、不正な利用が行うことができない仕組みとします。 ユーザIDは個人ごとに割り当てられることとし、共用IDの発行は禁止しています。	システムを利用する必要がある者の特定を行ったうえで、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施する。この際に、ユーザごとに利用可能な機能を制限することで、不正な利用が行うことができない仕組みとする。 ユーザIDは個人ごとに割り当てられることとし、共用IDの発行は禁止している。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな
	Ⅲ リスク対策（プロセス） （５）eLTAX・国税連携システムファイル ３．特定個人情報の使用 リスク２：権限のない者（元職員、アクセス権のない職員等）によって不正に使用されるリスク アクセス権の発効・失効の管理 具体的な管理方法	異動や退職に伴う権限の見直しについて速やかに行います。	異動や退職に伴う権限の見直しについて速やかに行う。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな
	Ⅲ リスク対策（プロセス） （５）eLTAX・国税連携システムファイル ３．特定個人情報の使用 リスク２：権限のない者（元職員、アクセス権のない職員等）によって不正に使用されるリスク アクセス権の管理 具体的な管理方法	異動や退職に伴う権限の見直しについて速やかに行います。	異動や退職に伴う権限の見直しについて速やかに行う。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな
	Ⅲ リスク対策（プロセス） （５）eLTAX・国税連携システムファイル ３．特定個人情報の使用 リスク２：権限のない者（元職員、アクセス権のない職員等）によって不正に使用されるリスク 特定個人情報の使用の記録 具体的な管理方法	端末内に記録ファイルを作成し、日付、担当者名、目的を記録します。	端末内に記録ファイルを作成し、日付、担当者名、目的を記録する。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな
	Ⅲ リスク対策（プロセス） （５）eLTAX・国税連携システムファイル ３．特定個人情報の使用 リスク２：権限のない者（元職員、アクセス権のない職員等）によって不正に使用されるリスク その他の措置の内容	ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることとしています。	ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることとしている。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな
	Ⅲ リスク対策（プロセス） （５）eLTAX・国税連携システムファイル ３．特定個人情報の使用 リスク３：従業者が事務外で使用するリスク リスクに対する措置の内容	・eLTAXシステムは対象データを送受信するための専用回線以外とは接続されていません。また、許可されたUSBメモリ等の外部記憶媒体以外は接続できません。	・eLTAXシステムは対象データを送受信するための専用回線以外とは接続されていない。また、許可されたUSBメモリ等の外部記憶媒体以外は接続できない。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな
	Ⅲ リスク対策（プロセス） （５）eLTAX・国税連携システムファイル ３．特定個人情報の使用 リスク４：特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容	・eLTAXシステムは対象データを送受信するための専用回線以外とは接続されていません。また、許可されたUSBメモリ等の外部記憶媒体以外は接続できません。	・eLTAXシステムは対象データを送受信するための専用回線以外とは接続されていない。また、許可されたUSBメモリ等の外部記憶媒体以外は接続できない。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな
	Ⅲ リスク対策（プロセス） （５）eLTAX・国税連携システムファイル ４．特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の承認	委託先は以下の通り管理体制を敷いています。 ・「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における、安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」（平成３１年総務省告示第１５１号）の各規定に適合した情報セキュリティが確保されている事業者として地方税共同機構から認定を受けています ・ISMS認証を取得しています。 ・地方税共同機構による情報セキュリティ監査を定期的に受けており、その結果につきましては、機構ポータルサイトに報告を行っています。	委託先は以下の通り管理体制を敷いている。 ・「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における、安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」（平成３１年総務省告示第１５１号）の各規定に適合した情報セキュリティが確保されている事業者として地方税共同機構から認定を受けている。 ・ISMS認証を取得している。 ・地方税共同機構による情報セキュリティ監査を定期的に受けており、その結果につきましては、機構ポータルサイトに報告を行っている。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ リスク対策（プロセス） （５）eLTAX・国税連携システムファイル ４．特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 具体的な制限方法	・特定個人情報ファイルを取り扱える要員をセキュリティ実施規程により定めており、当該要員以外のアカウントに、特定個人情報ファイルへアクセスできる権限は付与しません。（アカウントは個人に割り付けられているため、制限された要員が特定個人情報ファイルにアクセスすることは出来ません） ・特定個人情報ファイルへのアクセス権限を持った者も、セキュリティ教育を定期的に受講しています。 ・あらかじめ承認された手順に従ってのみ作業を行っており、内容の閲覧・更新を行うような運用はしません。	・特定個人情報ファイルを取り扱える要員をセキュリティ実施規程により定めており、当該要員以外のアカウントに、特定個人情報ファイルへアクセスできる権限は付与しない。（アカウントは個人に割り付けられているため、制限された要員が特定個人情報ファイルにアクセスすることは出来ない） ・特定個人情報ファイルへのアクセス権限を持った者も、セキュリティ教育を定期的に受講している。 ・あらかじめ承認された手順に従ってのみ作業を行っており、内容の閲覧・更新を行うような運用はしない。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな
	Ⅲ リスク対策（プロセス） （５）eLTAX・国税連携システムファイル ４．特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール 委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・特定個人情報はASPサービス遂行目的の範囲内でのみ使用し、第３者に提供することを禁じています。 ・月次で報告書を提出させ、管理状況を確認しています。	・特定個人情報はASPサービス遂行目的の範囲内でのみ使用し、第３者に提供することを禁じている。 ・月次で報告書を提出させ、管理状況を確認している。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな
	Ⅲ リスク対策（プロセス） （５）eLTAX・国税連携システムファイル ４．特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール 委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・委託先の横須賀市専用フォルダに横須賀市の取扱情報のみを保管しており、その情報を専用回線を経由して税務職員が取得しています。委託先の情報管理状況に関しては上記報告書にて確認しています。	・委託先の横須賀市専用フォルダに横須賀市の取扱情報のみを保管しており、その情報を専用回線を経由して税務職員が取得している。委託先の情報管理状況に関しては上記報告書にて確認している。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな
	Ⅲ リスク対策（プロセス） （５）eLTAX・国税連携システムファイル ４．特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の消去ルール ルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託先ではなく、横須賀市（税務担当課職員）がLGWAN経由でシステムにアクセスし、データを消去します。	委託先ではなく、横須賀市（税務担当課職員）がLGWAN経由でシステムにアクセスし、データを消去する。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな
	Ⅲ リスク対策（プロセス） （５）eLTAX・国税連携システムファイル ４．特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いに関する規定 具体的な方法	当該委託業務遂行時には、個人情報の取扱いにおいて再委託元と同等の義務を負わせ、その履行に関して再委託先が報告を受け、管理をすることとしています。	当該委託業務遂行時には、個人情報の取扱いにおいて再委託元と同等の義務を負わせ、その履行に関して再委託先が報告を受け、管理をすることとしている。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな
	Ⅲ リスク対策（プロセス） （５）eLTAX・国税連携システムファイル ５．特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） リスク１：不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転の記録 具体的な方法	＜本人又は本人の代理人＞ ・審査システム（eLTAX）を利用して本人又は本人の代理人へ提供する特定個人情報については、送信日時や送信状況等の当該提供記録をシステム上で記録をしています。 ＜給与支払者＞ ・審査システム（eLTAX）を利用して給与支払者へ提供する特定個人情報については、送信日や送信状況等の当該提供記録をシステム上で記録をしています。 ＜公的年金等支払者（日本年金機構、地方公務員共済組合等）＞ ・審査システム（eLTAX）を利用して公的年金支払者へ提供する特定個人情報については、送信日や送信状況等の当該提供記録をシステム上で記録をしています。 ・地方税ポータルセンタ（eLTAX）から公的年金支払者へDVDを搬送する際には、持ち出し状況を記録しています。 ＜国税庁、他市区町村＞ ・国税連携システム（eLTAX）を利用して国税庁及び他市区町村へ提供する特定個人情報については、データ登録を行った職員や送信日、送信状況等の当該提供記録をシステム上で管理をしています。（記録の保存期間は	＜本人又は本人の代理人＞ ・電子申告等システム（eLTAX）を利用して本人又は本人の代理人へ提供する特定個人情報については、送信日時や送信状況等の当該提供記録をシステム上で記録をしている。 ＜給与支払者＞ ・電子申告等システム（eLTAX）を利用して給与支払者へ提供する特定個人情報については、送信日や送信状況等の当該提供記録をシステム上で記録をしている。 ＜公的年金等支払者（日本年金機構、地方公務員共済組合等）＞ ・電子申告等システム（eLTAX）を利用して公的年金支払者へ提供する特定個人情報については、送信日や送信状況等の当該提供記録をシステム上で記録をしている。 ・地方税ポータルセンタ（eLTAX）から公的年金支払者へDVDを搬送する際には、持ち出し状況を記録している。 ＜国税庁、他市区町村＞ ・国税連携システム（eLTAX）を利用して国税庁及び他市区町村へ提供する特定個人情報については、データ登録を行った職員や送信日、送信状況等の当該提供記録をシステム上で管理をしている。（記録の保存期間は最大730日）	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな
	Ⅲ リスク対策（プロセス） （５）eLTAX・国税連携システムファイル ５．特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） リスク１：不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転に関するルール ルールの内容及びルール遵守の確認方法	＜本人又は本人の代理人、給与支払者、公的年金等支払者（日本年金機構、地方公務員共済組合等）＞ ・審査システム（eLTAX）を利用した特定個人情報の提供について、提供するデータの作成やシステムへの情報の格納、地方税ポータルセンタ（eLTAX）への送信方法が操作手順書等に記載されており、それに基づき提供処理を行っている。 ＜国税庁、他市区町村＞ ・国税連携システム（eLTAX）を利用した特定個人情報の提供について、提供するデータの作成やシステムへの情報の格納、地方税ポータルセンタ（eLTAX）への送信方法が操作手順書等に記載されており、それに基づき提供処理を行っている。 ・国税連携システム（eLTAX）では、特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第2号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。	＜本人又は本人の代理人、給与支払者、公的年金等支払者（日本年金機構、地方公務員共済組合等）＞ ・電子申告等システム（eLTAX）を利用した特定個人情報の提供について、提供するデータの作成やシステムへの情報の格納、地方税ポータルセンタ（eLTAX）への送信方法が操作手順書等に記載されており、それに基づき提供処理を行っている。 ＜国税庁、他市区町村＞ ・国税連携システム（eLTAX）を利用した特定個人情報の提供について、提供するデータの作成やシステムへの情報の格納、地方税ポータルセンタ（eLTAX）への送信方法が操作手順書等に記載されており、それに基づき提供処理を行っている。 ・国税連携システム（eLTAX）では、特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第2号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな
	Ⅲ リスク対策（プロセス） （５）eLTAX・国税連携システムファイル ５．特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） リスク２：不適切な方法で提供・移転が行われるリスク リスクに対する措置の内容	＜本人又は本人の代理人、給与支払者＞ ・審査システム（eLTAX）において特定個人情報の提供処理を行う場合、システムでは決められた機能以外での提供は行うことができません。提供処理の際にシステムに格納するデータには納税者IDがあり、それにより提供先が設定されます。なお、地方税ポータルセンタ（eLTAX）への送信には接続先が固定されたLGWANを用いており、また、利用者が提供されたデータの確認等をする場合にはインターネット回線を用いているが、eLTAX対応ソフトウェアを使用して地方税ポータルセンタ（eLTAX）にログインをして確認しています。これらのデータは暗号化をしているため情報漏えいや紛失のリスクが軽減されています。 ＜公的年金等支払者（日本年金機構、地方公務員共済組合等）＞ ・審査システム（eLTAX）において特定個人情報の提供処理を行う場合、システムでは決められた機能以外での提供は行うことができません。提供処理の際にシステムに格納するデータには納税者IDがあり、それにより提供先が設定されます。なお、地方税ポータルセンタ（eLTAX）への送信には接続先が固定されたLGWANを用いており、データは暗号化をしてい	＜本人又は本人の代理人、給与支払者＞ ・電子申告等システム（eLTAX）において特定個人情報の提供処理を行う場合、システムでは決められた機能以外での提供は行うことができません。提供処理の際にシステムに格納するデータには納税者IDがあり、それにより提供先が設定される。なお、地方税ポータルセンタ（eLTAX）への送信には接続先が固定されたLGWANを用いており、データは暗号化をしているため情報漏えいや紛失のリスクが軽減されている。 ＜公的年金等支払者（日本年金機構、地方公務員共済組合等）＞ ・電子申告等システム（eLTAX）において特定個人情報の提供処理を行う場合、システムでは決められた機能以外での提供は行うことができません。提供処理の際にシステムに格納するデータには納税者IDがあり、それにより提供先が設定される。なお、地方税ポータルセンタ（eLTAX）への送信には接続先が固定されたLGWANを用いており、データは暗号化をしているため情報漏えいや紛失のリスクが軽減されている。 ・地方税ポータルセンタ（eLTAX）から公的年金支払者にDVDによる提供の場合には、一般社団法人地方税電子化協議会と公的年金支払者の間で交わされている覚書により、提供方法が定められている。 ＜国税庁、他市区町村＞ ・国税連携システム（eLTAX）において特定個人情報の提供処理を行う場合、システムでは決められた機能以外での提供は行うことができません。提供先として国税庁及び市区町村以外を指定することはできない仕様になっている。また、地方税ポータルセンタ（eLTAX）と市区町村間には接続先が固定されたLGWAN、地方税ポータルセンタ（eLTAX）と国税庁間には専用回線を用いており、データも暗号化をしているため情報漏えいや紛失のリスクが軽減されている。 ・国税連携システム（eLTAX）では、特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第2号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ リスク対策（プロセス） （５）eLTAX・国税連携システムファイル ５．特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） リスク３： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク リスクに対する措置の内容	＜本人又は本人の代理人、給与支払者＞ 審査システム（eLTAX）において、特定個人情報の提供処理を行う場合、システムでは決められた機能以外での提供は行うことができないため、決められた情報のみ提供します。また、提供処理の際にシステムに格納するデータには利用者IDがあり、それにより提供先が設定されることで、提供先以外の者が入手することを防止しています。 ＜公的年金等支払者（日本年金機構、地方公務員共済組合等）＞ 審査システム（eLTAX）において、特定個人情報の提供処理を行う場合、システムでは決められた機能以外での提供は行うことができないため、決められた情報のみ提供します。また、提供処理の際にシステムに格納するデータには特別徴収義務者コードがあり、それにより提供先が設定されることで、提供先以外の者が入手することを防止しています。 また、地方税ポータルセンタ（eLTAX）からＤＶＤで提供する公的年金等支払者との間は、地方税ポータルセンタ（eLTAX）が提供情報をＤＶＤに記録の上、セキュリティ便により提供しています。 ＜国税庁、他市区町村＞ 国税連携システムで提供する電子データについては、番号法施行規則第２０条第２号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行うこととします。 本市と国税庁との間の情報連携については、提供先として国税庁及び市区町村以外を設定することはできない仕様になっています。本市から地方税ポータルセンタ（eLTAX）までは閉域網であるＬＧＷＡＮが利用され、暗号化通信がされています。地方税ポータルセンタ（eLTAX）から国税庁までは、専用回線が利用され、暗号化通信がされており、決められた情報のみを提供するようにシステム的に担保しています。 なお、他市区町村との間の情報連携については、地方税ポータルセンタ（eLTAX）から他市区町村までは、閉域網であるＬＧＷＡＮが利用されているほかは、同様です。	＜本人又は本人の代理人、給与支払者＞ 電子申告等システム（eLTAX）において、特定個人情報の提供処理を行う場合、システムでは決められた機能以外での提供は行うことができないため、決められた情報のみ提供します。また、提供処理の際にシステムに格納するデータには利用者IDがあり、それにより提供先が設定されることで、提供先以外の者が入手することを防止している。 ＜公的年金等支払者（日本年金機構、地方公務員共済組合等）＞ 電子申告等システム（eLTAX）において、特定個人情報の提供処理を行う場合、システムでは決められた機能以外での提供は行うことができないため、決められた情報のみ提供します。また、提供処理の際にシステムに格納するデータには特別徴収義務者コードがあり、それにより提供先が設定されることで、提供先以外の者が入手することを防止している。 また、地方税ポータルセンタ（eLTAX）からＤＶＤで提供する公的年金等支払者との間は、地方税ポータルセンタ（eLTAX）が提供情報をＤＶＤに記録の上、セキュリティ便により提供している。 ＜国税庁、他市区町村＞ 国税連携システムで提供する電子データについては、番号法施行規則第２０条第２号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行うこととする。 本市と国税庁との間の情報連携については、提供先として国税庁及び市区町村以外を設定することはできない仕様になっている。本市から地方税ポータルセンタ（eLTAX）までは閉域網であるＬＧＷＡＮが利用され、暗号化通信がされている。地方税ポータルセンタ（eLTAX）から国税庁までは、専用回線が利用され、暗号化通信がされており、決められた情報のみを提供するようにシステム的に担保している。 なお、他市区町村との間の情報連携については、地方税ポータルセンタ（eLTAX）から他市区町村までは、閉域網であるＬＧＷＡＮが利用されているほかは、同様である。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな
	Ⅲ リスク対策（プロセス） （５）eLTAX・国税連携システムファイル ７．特定個人情報の保管・消去 リスク１： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	盗難を防ぐために、特定個人情報を含む帳票類及び記憶媒体は事務室内の施設ができる場所に保管しています。 課内にあるPCはセキュリティワイヤーを用いて設置しています。 サーバは認定委託先事業者により管理されています。	盗難を防ぐために、特定個人情報を含む帳票類及び記憶媒体は事務室内の施設ができる場所に保管している。 課内にあるPCはセキュリティワイヤーを用いて設置している。 サーバは認定委託先事業者により管理されている。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな
	Ⅲ リスク対策（プロセス） （５）eLTAX・国税連携システムファイル ７．特定個人情報の保管・消去 リスク１： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	特定個人情報は、セキュリティワイヤーを用いて設置した、一般回線に接続していない専用PCの所定のフォルダに保存しています。 コンピュータウイルス対策ソフトウェアを導入し、毎月更新しています。	特定個人情報は、セキュリティワイヤーを用いて設置した、一般回線に接続していない専用PCの所定のフォルダに保存している。 コンピュータウイルス対策ソフトウェアを導入し、毎月更新している。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな
	Ⅲ リスク対策（プロセス） （５）eLTAX・国税連携システムファイル ７．特定個人情報の保管・消去 リスク１： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑧死者の個人番号 具体的な保管方法	死者の個人番号と生存する個人の個人番号を分けて管理していないため、生存する個人の個人番号と同様の管理を行います。	死者の個人番号と生存する個人の個人番号を分けて管理していないため、生存する個人の個人番号と同様の管理を行う。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな
	Ⅲ リスク対策（プロセス） （５）eLTAX・国税連携システムファイル ７．特定個人情報の保管・消去 リスク２： 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク リスクに対する措置の内容	当該データは更新する情報ではないため、そのまま保管します。	当該データは更新する情報ではないため、そのまま保管する。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな
	Ⅲ リスク対策（プロセス） （５）eLTAX・国税連携システムファイル ７．特定個人情報の保管・消去 リスク３： 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順 手順の内容	媒体等の処分の際には、情報を復元できないよう、電子情報消去専用ソフトウェアによる電子情報の消去、媒体等に対する磁気照射により電子情報の消去又は電子情報を 復元不可能な状態にするべく媒体等の物理的破壊、のいずれかの措置を行います。なお、特定個人情報を記録した媒体等を処分する場合は、電子情報の消去および物理的破壊の両方の措置をします。 保存年限を経過した帳票は、情報漏えいがないよう切断、溶解等の方法により処分します。	媒体等の処分の際には、情報を復元できないよう、電子情報消去専用ソフトウェアによる電子情報の消去、媒体等に対する磁気照射により電子情報の消去又は電子情報を 復元不可能な状態にするべく媒体等の物理的破壊、のいずれかの措置を行う。なお、特定個人情報を記録した媒体等を処分する場合は、電子情報の消去および物理的破壊の両方の措置をする。 保存年限を経過した帳票は、情報漏えいがないよう切断、溶解等の方法により処分する。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな
	Ⅲ リスク対策（プロセス） （６）eLTAX・納税通知書・督促状等データバックアップファイル ２．特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク１： 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・eLTAXデータバックアップファイル：関係各所が横須賀市に対して配信したデータのみ受信できる仕組みとなっています。当該データは、その条件下で配信されたデータの複製です。 ・納税通知書データバックアップファイル：納税通知書のイメージ画像データのため、その対象者以外のデータは作成されません。また外部のネットワークには繋がっていません。 ・督促状等データバックアップファイル：督促状、催告書等のイメージ画像データのため、その対象者以外のデータは作成されません。また外部のネットワークには繋がっていません。	・eLTAXデータバックアップファイル：関係各所が横須賀市に対して配信したデータのみ受信できる仕組みとなっている。当該データは、その条件下で配信されたデータの複製である。 ・納税通知書データバックアップファイル：納税通知書のイメージ画像データのため、その対象者以外のデータは作成されない。また外部のネットワークには繋がっていない。 ・督促状等データバックアップファイル：督促状、催告書等のイメージ画像データのため、その対象者以外のデータは作成されない。また外部のネットワークには繋がっていない。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな
	Ⅲ リスク対策（プロセス） （６）eLTAX・納税通知書・督促状等データバックアップファイル ２．特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク１： 目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・eLTAXデータバックアップファイル：eLTAXシステムにて、関係各所が横須賀市に対して配信したデータのみ受信できる仕組みとなっています。当該データは、その条件下で配信されたデータの複製です。 ・納税通知書データバックアップファイル：納税通知書は定型のレイアウトがあり、記載内容以外のデータは作成されません。また外部のネットワークには繋がっていません。 ・督促状等データバックアップファイル：督促状、催告書等は定型のレイアウトがあり、記載内容以外のデータは作成されません。また外部のネットワークには繋がっていません。	・eLTAXデータバックアップファイル：eLTAXシステムにて、関係各所が横須賀市に対して配信したデータのみ受信できる仕組みとなっている。当該データは、その条件下で配信されたデータの複製である。 ・納税通知書データバックアップファイル：納税通知書は定型のレイアウトがあり、記載内容以外のデータは作成されない。また外部のネットワークには繋がっていない。 ・督促状等データバックアップファイル：督促状、催告書等は定型のレイアウトがあり、記載内容以外のデータは作成されない。また外部のネットワークには繋がっていない。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな
	Ⅲ リスク対策（プロセス） （６）eLTAX・納税通知書・督促状等データバックアップファイル ２．特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク２： 不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	・eLTAXデータバックアップファイル：eLTAXシステムにて、横須賀市を送付先としている電子データを専用回線を介して受信しています。当該データはその複製です。 ・納税通知書データバックアップファイル：納税通知書は定型のレイアウトがあり、記載内容以外のデータは作成されません。また外部のネットワークには繋がっていません。 ・督促状等データバックアップファイル：督促状、催告書等は定型のレイアウトがあり、記載内容以外のデータは作成されません。また外部のネットワークには繋がっていません。	・eLTAXデータバックアップファイル：eLTAXシステムにて、横須賀市を送付先としている電子データを専用回線を介して受信している。当該データはその複製である。 ・納税通知書データバックアップファイル：納税通知書は定型のレイアウトがあり、記載内容以外のデータは作成されない。また外部のネットワークには繋がっていない。 ・督促状等データバックアップファイル：督促状、催告書等は定型のレイアウトがあり、記載内容以外のデータは作成されない。また外部のネットワークには繋がっていない。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ リスク対策（プロセス） （６）eLTAX・納税通知書・督促状等データバックアップファイル ２．特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク３： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク 入手の際の本人確認の措置の内容	・eLTAXデータバックアップファイル：eLTAXシステムにて、本人より直接データを入力するのではなく、関係各所が受理、民間企業が作成（証明）したデータを横須賀市が受信します。当該データはその複製です。 ・納税通知書データバックアップファイル：本人より直接データを入力するのではなく、横須賀市や関係各所が受理、民間企業が作成（証明）したデータを基に作成されます。 ・督促状等データバックアップファイル：本人より直接データを入力するのではなく、滞納システムの滞納者データを基に作成されます。当該データはその複製です。	・eLTAXデータバックアップファイル：eLTAXシステムにて、本人より直接データを入力するのではなく、関係各所が受理、民間企業が作成（証明）したデータを横須賀市が受信する。当該データはその複製である。 ・納税通知書データバックアップファイル：本人より直接データを入力するのではなく、横須賀市や関係各所が受理、民間企業が作成（証明）したデータを基に作成する。 ・督促状等データバックアップファイル：本人より直接データを入力するのではなく、滞納システムの滞納者データを基に作成する。当該データはその複製である。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな
	Ⅲ リスク対策（プロセス） （６）eLTAX・納税通知書・督促状等データバックアップファイル ２．特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク３： 入手した特定個人情報不正確であるリスク 個人番号の真正性確認の措置の内容	・eLTAXデータバックアップファイル：eLTAXシステムにて、本人より直接データを入力するのではなく、関係各所が受理、作成（証明）したデータを横須賀市が受信します。当該データはその複製です。 ・納税通知書データバックアップファイル：本人より直接データを入力するのではなく、横須賀市や関係各所が受理、民間企業が作成（証明）したデータを基に作成されます。 ・督促状等データバックアップファイル：本人より直接データを入力するのではなく、滞納システムの滞納者データを基に作成されます。当該データはその複製です。	・eLTAXデータバックアップファイル：eLTAXシステムにて、本人より直接データを入力するのではなく、関係各所が受理、作成（証明）したデータを横須賀市が受信する。当該データはその複製である。 ・納税通知書データバックアップファイル：本人より直接データを入力するのではなく、横須賀市や関係各所が受理、民間企業が作成（証明）したデータを基に作成する。 ・督促状等データバックアップファイル：本人より直接データを入力するのではなく、滞納システムの滞納者データを基に作成する。当該データはその複製である。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな
	Ⅲ リスク対策（プロセス） （６）eLTAX・納税通知書・督促状等データバックアップファイル ２．特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク３： 入手した特定個人情報不正確であるリスク 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	内容に関して疑義がある場合は、提出先や本人に確認します。	内容に関して疑義がある場合は、提出先や本人に確認する。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな
	Ⅲ リスク対策（プロセス） （６）eLTAX・納税通知書・督促状等データバックアップファイル ２．特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク４： 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容	・eLTAXデータバックアップファイル：eLTAXシステムにて、対象データを送受信するための専用回線を通じて、公的機関や認証を受けた民間企業よりデータを受信します。当該データはその複製です。 ・納税通知書、督促状等データバックアップファイル：当該ファイルが保存されている端末は外部のネットワークと接続していません。	・eLTAXデータバックアップファイル：eLTAXシステムにて、対象データを送受信するための専用回線を通じて、公的機関や認証を受けた民間企業よりデータを受信する。当該データはその複製である。 ・納税通知書、督促状等データバックアップファイル：当該ファイルが保存されている端末は外部のネットワークと接続してない。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな
	Ⅲ リスク対策（プロセス） （６）eLTAX・納税通知書・督促状等データバックアップファイル ３．特定個人情報の使用 リスク１： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク 宛名システム等における措置の内容	・eLTAXデータバックアップファイル：eLTAXシステムは対象データを送受信するための専用回線のみ接続されており、その他のシステムとは接続していません。 ・納税通知書、督促状等データバックアップファイル：当該ファイルが保存されている端末は外部のネットワークと接続していません。	・eLTAXデータバックアップファイル：eLTAXシステムは対象データを送受信するための専用回線のみ接続されており、その他のシステムとは接続してない。 ・納税通知書、督促状等データバックアップファイル：当該ファイルが保存されている端末は外部のネットワークと接続してない。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな
	Ⅲ リスク対策（プロセス） （６）eLTAX・納税通知書・督促状等データバックアップファイル ３．特定個人情報の使用 リスク１： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	・eLTAXデータバックアップファイル：eLTAXシステムは対象データを送受信するための専用回線のみ接続されており、その他のシステムとは接続していません。 ・納税通知書、督促状等データバックアップファイル：当該ファイルが保存されている端末は外部のネットワークと接続していません。	・eLTAXデータバックアップファイル：eLTAXシステムは対象データを送受信するための専用回線のみ接続されており、その他のシステムとは接続してない。 ・納税通知書、督促状等データバックアップファイル：当該ファイルが保存されている端末は外部のネットワークと接続してない。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな
	Ⅲ リスク対策（プロセス） （６）eLTAX・納税通知書・督促状等データバックアップファイル ３．特定個人情報の使用 リスク２： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	システムを利用する必要がある者の特定を行ったうえで、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施します。この際に、ユーザごとに利用可能な機能を制限することで、不正な利用が行うことができない仕組みとします。 ユーザIDは個人ごとに割り当てられることとし、共用IDの発行は禁止しています。	システムを利用する必要がある者の特定を行ったうえで、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施する。この際に、ユーザごとに利用可能な機能を制限することで、不正な利用が行うことができない仕組みである。 ユーザIDは個人ごとに割り当てられることとし、共用IDの発行は禁止している。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな
	Ⅲ リスク対策（プロセス） （６）eLTAX・納税通知書・督促状等データバックアップファイル ３．特定個人情報の使用 リスク２： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク アクセス権限の管理 具体的な管理方法	異動や退職に伴う権限の見直しについて速やかに行います。	異動や退職に伴う権限の見直しについて速やかに行う。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな
	Ⅲ リスク対策（プロセス） （６）eLTAX・納税通知書・督促状等データバックアップファイル ３．特定個人情報の使用 リスク２： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク アクセス権限の管理 具体的な管理方法	フォルダもしくはハードディスクのパスワードは定期的に変更しており、アクセス権限を適正に管理しています。	フォルダもしくはハードディスクのパスワードは定期的に変更しており、アクセス権限を適正に管理している。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ リスク対策（プロセス） （６）eLTAX・納税通知書・督促状等データバックアップファイル ３．特定個人情報の使用 リスク２： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク 特定個人情報の使用の記録 具体的な管理方法	端末内に記録ファイルを作成し、日付、担当者名、目的を記録します。	端末内に記録ファイルを作成し、日付、担当者名、目的を記録する。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな い。
	Ⅲ リスク対策（プロセス） （６）eLTAX・納税通知書・督促状等データバックアップファイル ３．特定個人情報の使用 リスク２： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク その他の措置の内容	ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることとして います。	ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることとして いる。	事後	文言整理による記載の変更の ため、重要な変更にあたらな い。
	Ⅲ リスク対策（プロセス） （６）eLTAX・納税通知書・督促状等データバックアップファイル ３．特定個人情報の使用 リスク３： 従業者が事務外で使用するリスク リスク４： 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容	・eLTAXデータバックアップファイル：対象データを送受信するための専 用回線以外とは接続されていません。また、許可されたUSBメモリ等の外 部記憶媒体以外は接続できません。 ・納税通知書、督促状等データバックアップファイル：外部のネットワ ークには接続していません。	・eLTAXデータバックアップファイル：対象データを送受信するための専用回 線以外とは接続されていない。また、許可されたUSBメモリ等の外部記憶媒体 以外は接続できない。 ・納税通知書、督促状等データバックアップファイル：外部のネットワ ークには接続していない。	事後	文言整理による記載の変更の ため、重要な変更にあたらな い。
	Ⅲ リスク対策（プロセス） （６）eLTAX・納税通知書・督促状等データバックアップファイル ３．特定個人情報の使用 リスク４： 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容	・eLTAXデータバックアップファイル：対象データを送受信するための専 用回線以外とは接続されていません。また、許可されたUSBメモリ等の外 部記憶媒体以外は接続できません。 ・納税通知書、督促状等データバックアップファイル：外部のネットワ ークには接続していません。	・eLTAXデータバックアップファイル：対象データを送受信するための専用回 線以外とは接続されていない。また、許可されたUSBメモリ等の外部記憶媒体 以外は接続できない。 ・納税通知書、督促状等データバックアップファイル：外部のネットワ ークには接続していない。	事後	文言整理による記載の変更の ため、重要な変更にあたらな い。
	Ⅲ リスク対策（プロセス） （６）eLTAX・納税通知書・督促状等データバックアップファイル ７．特定個人情報の保管・消去 リスク１： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	盗難を防ぐために、特定個人情報を含む記憶媒体は事務室内の施設がで きる場所に保管しています。 課内にあるPCはセキュリティワイヤーを用いて設置しています。 サーバ室は生体認証装置による入退室管理を行うとともに、監視カメラ で録画しています。	盗難を防ぐために、特定個人情報を含む記憶媒体は事務室内の施設ができる 場所に保管している。 課内にあるPCはセキュリティワイヤーを用いて設置している。 サーバ室は生体認証装置による入退室管理を行うとともに、監視カメラで録 画している。	事後	文言整理による記載の変更の ため、重要な変更にあたらな い。
	Ⅲ リスク対策（プロセス） （６）eLTAX・納税通知書・督促状等データバックアップファイル ７．特定個人情報の保管・消去 リスク１： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	・eLTAXデータバックアップファイル：対象データを送受信するための専 用回線のみ接続しています。また、パスワードを設定し、限られた職員のみ アクセスできるようにしています。 ・納税通知書、督促状等データバックアップファイル：外部のネットワ ークには接続していません。また、パスワードを設定し、限られた職員のみ アクセスできるようにしています。	・eLTAXデータバックアップファイル：対象データを送受信するための専用回 線のみ接続している。また、パスワードを設定し、限られた職員のみアクセ スできるようにしている。 ・納税通知書、督促状等データバックアップファイル：外部のネットワ ークには接続していない。また、パスワードを設定し、限られた職員のみア クセスできるようにしている。	事後	文言整理による記載の変更の ため、重要な変更にあたらな い。
	Ⅲ リスク対策（プロセス） （６）eLTAX・納税通知書・督促状等データバックアップファイル ７．特定個人情報の保管・消去 リスク１： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑧死者の個人番号 具体的な保管方法	死者の個人番号と生存する個人の個人番号を分けて管理していないた め、生存する個人の個人番号と同様の管理を行います。	死者の個人番号と生存する個人の個人番号を分けて管理していないため、生 存する個人の個人番号と同様の管理を行う。	事後	文言整理による記載の変更の ため、重要な変更にあたらな い。
	Ⅲ リスク対策（プロセス） （６）eLTAX・納税通知書・督促状等データバックアップファイル ７．特定個人情報の保管・消去 リスク２： 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク リスクに対する措置の内容	当該データは更新する情報ではないため、そのまま保管します。	当該データは更新する情報ではないため、そのまま保管する。	事後	文言整理による記載の変更の ため、重要な変更にあたらな い。
	Ⅲ リスク対策（プロセス） （６）eLTAX・納税通知書・督促状等データバックアップファイル ７．特定個人情報の保管・消去 リスク３： 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順 手順の内容	媒体等の処分の際には、情報を復元できないよう、電子情報消去専用ソ フトウェアによる電子情報の消去、媒体等に対する磁気照射により電子情 報の消去又は電子情報を 復元不可能な状態にするべく媒体等の物理的破 壊、のいずれかの措置を行います。なお、特定個人情報を記録した媒体等 を処分する場合は、電子情報の消去および物理的破壊の両方の措置をしま す。 保存年限を経過した帳票は、情報漏えいがないよう裁断、溶解等の方法 により処分します。	媒体等の処分の際には、情報を復元できないよう、電子情報消去専用ソフト ウェアによる電子情報の消去、媒体等に対する磁気照射により電子情報の消 去又は電子情報を 復元不可能な状態にするべく媒体等の物理的破壊、のい ずれかの措置を行う。なお、特定個人情報を記録した媒体等を処分する場合は、電子 情報の消去および物理的破壊の両方の措置を行う。 保存年限を経過した帳票は、情報漏えいがないよう裁断、溶解等の方法によ り処分する。	事後	文言整理による記載の変更の ため、重要な変更にあたらな い。
	Ⅳ その他のリスク対策 １．監査 ①自己点検 具体的なチェック方法	<横須賀市における措置> 年に１回、担当部署内において実施している自己点検を継続し、「評価 書の記載内容どりの運用がなされていること」をふまえ運用状況を確認 します。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる 職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしています。 <国税連携システム（eLTAX）における措置> 「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の 技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関す る基準（平成25年総務省告示第206号）」の達成状況について、自己評価 を実施しています。<横須賀市における措置> 年に１回、担当部署内において実施している自己点検を継続し、「評価 書の記載内容どりの運用がなされていること」をふまえ運用状況を確認 します。	<横須賀市における措置> 年に１回、担当部署内において実施している自己点検を継続し、「評価書の 記載内容どりの運用がなされていること」をふまえ運用状況を確認する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員 及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。 <国税連携システム（eLTAX）における措置> 「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術 の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準 （平成25年総務省告示第206号）」の達成状況について、自己評価を実施して いる。<横須賀市における措置> 年に１回、担当部署内において実施している自己点検を継続し、「評価書の 記載内容どりの運用がなされていること」をふまえ運用状況を確認する。	事後	文言整理による記載の変更の ため、重要な変更にあたらな い。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	IV その他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的な内容	<横須賀市における措置> ・内部監査 年に1回、組織内に置かれた監査担当により、以下の観点による自己監査を実施し、監査結果をふまえて体制や規定を改善します。 ・評価書記載事項と運用実態のチェック ・個人情報保護に関する規定、体制整備 ・個人情報保護に関する人的安全管理措置 ・職員の役割責任の明確化、安全管理措置の周知・教育 ・個人情報保護に関する技術的安全管理措置 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしています。 <審査システム（eLTAX）及び国税連携システム（eLTAX）における措置> 毎年度、地方税共同機構による情報セキュリティ監査が実施されています。 なお、地方税共同機構が運営する地方税ポータルセンタ（eLTAX）については、地方税共同機構において、毎年度、情報セキュリティ監査（外部監査）を実施しています。	<横須賀市における措置> ・内部監査 年に1回、組織内に置かれた監査担当により、以下の観点による自己監査を実施し、監査結果をふまえて体制や規定を改善する。 ・評価書記載事項と運用実態のチェック ・個人情報保護に関する規定、体制整備 ・個人情報保護に関する人的安全管理措置 ・職員の役割責任の明確化、安全管理措置の周知・教育 ・個人情報保護に関する技術的安全管理措置 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 <電子申告等システム（eLTAX）及び国税連携システム（eLTAX）における措置> 毎年度、地方税共同機構による情報セキュリティ監査が実施されている。 なお、地方税共同機構が運営する地方税ポータルセンタ（eLTAX）については、地方税共同機構において、毎年度、情報セキュリティ監査（外部監査）を実施している。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな
	IV その他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	<横須賀市における措置> ・関係する職員（非常勤職員及び臨時職員を含む。）に対して、初任時及び一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための研修を実施しています。 ・税務職員の各責任者に対して、その管理に関する必要な知識や技術を習得させる研修を実施しています。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしています。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしています。 <審査システム（eLTAX）及び国税連携システム（eLTAX）における措置> 地方税共同機構において、毎年度、セキュリティ研修会を実施し、運用に携わる地方自治体職員を参加させています。	<横須賀市における措置> ・関係する職員（非常勤職員及び臨時職員を含む。）に対して、初任時及び一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための研修を実施している。 ・税務職員の各責任者に対して、その管理に関する必要な知識や技術を習得させる研修を実施している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。 <電子申告等システム（eLTAX）及び国税連携システム（eLTAX）における措置> 地方税共同機構において、毎年度、セキュリティ研修会を実施し、運用に携わる地方自治体職員を参加させている。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな
	IV その他のリスク対策 3. その他のリスク対策	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、ＩＴリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現します。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、ＩＴリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらな
	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ②請求方法	横須賀市個人情報保護条例に基づく保有個人情報開示等請求を受け付けます。	個人情報の保護に関する法律に基づく保有個人情報開示等請求を受け付けます。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ③手数料等	・開示手数料：無料。ただし、開示の実施における写しの交付については、実費の範囲において費用をいただきます。	・開示手数料：無料。ただし、開示の実施における写しの交付については、実費の範囲において費用が発生する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	V 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ②対応方法	問合せ等については、電話や窓口にて受付を行い、全て記録を残した上で回答を要するものについては口頭又は文書にて回答をします。	問合せ等については、電話や窓口にて受付を行い、全て記録を残した上で回答を要するものについては口頭又は文書にて回答する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務システム ②事務の内容	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税のうち市税（個人市民税と併せて徴収する個人市民税及び森林環境税及び森林環境税と税に関する法律による森林環境税を含む。以下同じ）に関する事務全体は以下のとおりである。 1 納税義務者等からの申告・届出等や調査による課税事務 2 納税義務者等からの納税の管理、納税義務者への還付等を行う収納事務 3 期間内に納付がない者への督促状等発送や滞納整理を行う滞納整理事務 4 納税義務者等の宛名管理事務 特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容は以下のとおりである。 1 納税義務者からの申告や届出を受け付け確認する。また、税務署、年金保険者、企業、他自治体から申告、届出情報を取得する。 2 納税義務者等からの情報により、控除、減免等を確認する。 3 2について、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年5月24日デジタル庁・総務省令第9号。以下「情報提供主務省令」という。）に基づき、障害者情報や生活保護情報等を情報提供ネットワーク経由で入手し、減免等を確認する。 4 個人住民税における所得情報を情報提供ネットワーク経由で提供する。 5 1～3により決定した賦課内容を納税義務者や年金保険者、企業へ通知する。 6 納税義務者の納付（納入）情報を金融機関からの振込済通知書により確認する。 7 過納付や返納付があった場合は、納税義務者へ還付、充當を通知する。 8 納期前までに完納しない場合は、納税義務者に対して督促状を発送する。 9 督促後も完納しない場合は、滞納整理を行う。 10 納税義務者等から税に関する各種証明の申請があった場合は、申請に応じた証明書を発行する。 11 健康保険システムに所得情報を提供する。また、健康保険料情報に基づき、社会保険料控除を	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税のうち市税（個人市民税と併せて徴収する個人市民税及び森林環境税及び森林環境税と税に関する法律による森林環境税を含む。以下同じ）に関する事務全体は以下のとおりである。 1 納税義務者等からの申告・届出等や調査による課税事務 2 納税義務者等からの納税の管理、納税義務者への還付等を行う収納事務 3 期間内に納付がない者への督促状等発送や滞納整理を行う滞納整理事務 4 納税義務者等の宛名管理事務 特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容は以下のとおりである。 1 納税義務者からの申告や届出を受け付け確認する。また、税務署、年金保険者、企業、他自治体から申告、届出情報を取得する。 2 納税義務者等からの情報により、控除、減免等を確認する。 3 2について、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年5月24日デジタル庁・総務省令第9号。以下「情報提供主務省令」という。）に基づき、障害者情報や生活保護情報等を情報提供ネットワーク経由で入手し、減免等を確認する。 4 個人住民税における所得情報を情報提供ネットワーク経由で提供する。 5 1～3により決定した賦課内容を納税義務者や年金保険者、企業へ通知する。 6 納税義務者の納付（納入）情報を金融機関からの振込済通知書により確認する。 7 公金受取口座情報を入手する。 8 過納付や返納付があった場合は、納税義務者へ還付、充當を通知する。 9 納期前までに完納しない場合は、納税義務者に対して督促状を発送する。 10 督促後も完納しない場合は、滞納整理を行う。 11 納税義務者等から税に関する各種証明の申請があった場合は、申請に応じた証明書を発行する。 12 後期高齢システムに所得情報を提供する。また、後期高齢者医療情報に基づき、社会保険料	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	1 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム3 ①システムの名称	GISシステム	団体内統合利用番号連携システム	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	1 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム3 ②システムの機能	・地図情報管理機能 固定資産（土地）の地図情報（個人番号を含まない。）を航空写真・都市計画基本図等とあわせて管理する。	団体内統合利用番号と既存業務システムの宛名番号とのひも付けを行い、既存業務システムと中間サーバー・プラットフォームとの間で特定個人情報の連携を行う。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	1 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム3 ③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他（ ）	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [○] 税務システム [○] その他（中間サーバー・プラットフォーム）	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	1 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム4 ①システムの名称	家屋評価計算システム	電子申告等システム（eLTAX）	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	1 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム4 ②システムの機能	・家屋評価計算機能 固定資産評価基準に基づき家屋の評価計算を行う。	・地方税ポータルシステム（eLTAX）は、納税者の利便性の向上を図るとともに、税務事務の高度化及び効率化に寄与するため、一般社団法人地方税電子化協議会が構築したシステムであり、平成17年1月から運用が開始されたシステムである。 ・このシステムは、固定資産税（償却資産）、事業所税の申告、給与支払報告等の提出、各種申請・届出について、書面に代えてインターネットを通じて手続が行えるものである。 ・地方税ポータルセンタ（eLTAX）で受付した電子データは、総合行政ネットワーク（LGWAN）を通じて、電子申告等システム（eLTAX）で受領する。 ・電子申告等システム（eLTAX）は、媒体を介して税務システムとデータを連携している。 ①電子申告等システム（eLTAX）から税務システムへの連携：申告データ、利用届出データ、申請・届出データ等 ②税務システムから電子申告等システム（eLTAX）への連携：プレ申告データ、特別徴収税額通知データ等 ・電子申告等システム（eLTAX）には、以下の機能がある。 ①個人住民税：給与・公的年金等の支払をする者から、地方税ポータルセンタ（eLTAX）を通じて、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等を受領する。また、地方税ポータルセンタ（eLTAX）を通じて、給与所得及び年金所得者に係る特別徴収税額を特別徴収義務者、納税義務者及び年金保険者に送付する。また、自治体間で寄附金税額控除に係る申告特別通知の送受信を行う。 ②固定資産税（償却資産）：償却資産の所有者から、地方税ポータルセンタ（eLTAX）を通じて、償却資産申告書等を受領する。また、地方税ポータルセンタ（eLTAX）を通じて、あらかじめ所有名等を入力したプレ申告書を、償却資産の所有者に送付する。 ③事業所税：事業所税の納税義務者から、地方税ポータルセンタ（eLTAX）を通じて、事業所税の申告書等を受領する。 ※ 令和元年10月1日から稼働した地方税共通納税システムにおいては、特定個人情報の取り扱いのため、電子申告等システムから地方税共通納税システムは除くものとする。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	1 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム4 ③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他（ ）	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [○] 税務システム [○] その他（中間サーバー・プラットフォーム）	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	1 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム5 ①システムの名称	団体内統合利用番号連携システム	国税連携システム（eLTAX）	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	1 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム5 ②システムの機能	団体内統合利用番号と既存業務システムの宛名番号とのひも付けを行い、既存業務システムと中間サーバー・プラットフォームとの間で特定個人情報の連携を行う。	・国税連携システム（eLTAX）は、国及び地方を越えた税務事務の一層の効率化を図るため、一般社団法人地方税電子化協議会が構築したシステムであり、平成23年1月から運用が開始されたシステムである。 ・国税庁のe-Taxに申告された所得税申告書等データ及び国税当局に書面で申告された所得税申告書等データが総合行政ネットワーク（LGWAN）を通じて送付される。 ・国税連携システム（eLTAX）には以下の機能がある。 ①国税庁から、地方税ポータルセンタ（eLTAX）を通じて、所得税申告書等データ、法定調書（配当・報酬資料せん、年金・給与資料せん）データを受領する。また、地方税ポータルセンタ（eLTAX）を通じて、扶養是正情報等データを国税庁に送付する。 ②他自治体と所得税申告書等データ、住民登録外課税通知を送受信する。また、回送資料を送受信する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	1 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム5 ③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [○] 税務システム [○] その他（中間サーバー・プラットフォーム）	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [○] 税務システム [○] その他（中間サーバー・プラットフォーム）	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	1 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム6 ①システムの名称	電子申告等システム（eLTAX）	サービス検索・電子申請機能	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	1 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム6 ②システムの機能	・ 地方税ポータルシステム（eLTAX）は、納税者の利便性の向上を図るとともに、税務事務の高度化及び効率化に寄与するため、一般社団法人地方税電子化協議会が構築したシステムであり、平成17年1月から運用が開始されたシステムである。 ・ このシステムは、固定資産税（償却資産）、事業所税の申告、給与支払報告書等の提出、各種申請・届出について、書面に代えてインターネットを通じて手続が行えるものである。 ・ 地方税ポータルセンタ（eLTAX）で受付した電子データは、総合行政ネットワーク（LGWAN）を越し、電子申告等システム（eLTAX）で受領する。 ・ 電子申告等システム（eLTAX）は、媒体を介して税務システムとデータを連携している。 ①電子申告等システム（eLTAX）から税務システムへの連携：申告データ、利用届出データ、申請・届出データ等 ②税務システムから電子申告等システム（eLTAX）への連携：プレ申告データ、特別徴収税額通知データ等 ・ 電子申告等システム（eLTAX）には、以下の機能がある。 ①個人住民税：給与・公的年金等の支払をする者から、地方税ポータルセンタ（eLTAX）を通じて、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等を受領する。また、地方税ポータルセンタ（eLTAX）を通じて、給与所得及び年金所得者に係る特別徴収税額を特別徴収義務者、納税義務者及び年金保険者に送付する。また、自治体間で寄附金税額控除に係る申告特例通知の送受信を行う。 ②固定資産税（償却資産）：償却資産の所有者から、地方税ポータルセンタ（eLTAX）を通じて、償却資産申告書等を受領する。また、地方税ポータルセンタ（eLTAX）を通じて、あらかじめ所有者名等を入力したプレ申告書を、償却資産の所有者に送付する。 ③事業所税：事業所税の納税義務者から、地方税ポータルセンタ（eLTAX）を通じて、事業所税の申告書等を受領する。 ※ 令和元年10月1日から稼働した地方税共通納税システムにおいては、特定個人情報の取り扱わないため、電子申告等システムから地方税共通納税システムは除くものとする。	・ 【住民向け機能】自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能 ・ 【地方公共団体向け機能】住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を地方公共団体に公開する機能	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	1 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム6 ③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [○] 税務システム [○] その他（地方税ポータルセンタ（eLTAX））	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他（ ）	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	1 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム7 ①システムの名称	国税連携システム（eLTAX）	※システム5 ①システムの名称に移動	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	1 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム7 ②システムの機能	・ 国税連携システム（eLTAX）は、国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、一般社団法人地方税電子化協議会が構築したシステムであり、平成23年1月から運用が開始されたシステムである。 ・ 国税庁のe-Taxに申告された所得税申告書等データ及び国税局に書面で申告された所得税申告書等データが総合行政ネットワーク（LGWAN）を通じて送付される。 ・ 国税連携システム（eLTAX）には以下の機能がある。 ①国税庁から、地方税ポータルセンタ（eLTAX）を通じて、所得税申告書等データ、法定調書（配当・報酬課税せん、年金・給与資料せん）データを受領する。また、地方税ポータルセンタ（eLTAX）を通じて、扶養正情報等データを国税庁に送付する。 ②他自治体と所得税申告書等データ、住民登録外課税通知を送受信する。また、回送資料を送受信する。	※システム5 ②システムの機能に移動	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	1 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム7 ③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [○] その他（地方税ポータルセンタ（eLTAX））	※システム5 ③他のシステムとの接続に移動	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	1 基本情報 3. 特定個人情報ファイル名	(1) 税務関係システムファイル (2) G I Sシステムファイル (3) 家屋評価計算システムファイル (4) eLTAX・国税連携システムファイル (5) eLTAX・納税通知書・督促状等データバックアップファイル	(1) 税務関係システムファイル (2) eLTAX・国税連携システムファイル (3) eLTAX・納税通知書・督促状等データバックアップファイル	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	(別添1) 事務内容		※ サービス検索・電子申請機能の事務フローを新規追加	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	(別添1) 事務内容 (備考)	① 納税義務者からの申告や届出を受け付け確認する。また、税務署、年金保険者、企業、他自治体から申告情報を取得する。 ② 納税義務者からの情報により、控除、減免等を確認する。 ③ ②について、障害者情報や生活保護情報等を情報提供ネットワーク経由で入手し、減免等を確認する。 ④ 個人住民税における所得情報を情報提供ネットワーク経由で提供する。 ⑤ ①～③により決定した課税内容を納税義務者や年金保険者、企業へ通知する。 ⑥ 納税義務者の納付（納入）情報を金融機関からの徴収済通知書により確認する。 ⑦ 公金受取口座情報を入手する。 ⑧ 過納付や返納付があった場合は、納税義務者へ還付、充当を通知する。 ⑨ 納期限までに完納しない場合は、納税義務者に対して督促状を送付する。 ⑩ 督促後も完納しない場合は、滞納整理を行う。 ⑪ 納税義務者等から税に関する各種証明の申請があった場合は、申請に応じた証明書を発行する。 ⑫ 健康保険システムに所得情報を提供する。また、健康保険料情報に基づき、社会保険料控除を算出する。 ⑬ 各業務情報に基づき、障害者控除の算出、社会保険料控除の算出、非課税者の抽出、減免額及び控除額の算出を行う。 ⑭ 各業務からの照会に応じ、地方税関係情報を提供する。	① 納税義務者からの申告や届出を受け付け確認する。また、税務署、年金保険者、企業、他自治体から申告情報を取得する。 ② 納税義務者からの情報により、控除、減免等を確認する。 ③ ②について、障害者情報や生活保護情報等を情報提供ネットワーク経由で入手し、減免等を確認する。 ④ 個人住民税における所得情報を情報提供ネットワーク経由で提供する。 ⑤ ①～③により決定した課税内容を納税義務者や年金保険者、企業へ通知する。 ⑥ 納税義務者の納付（納入）情報を金融機関からの徴収済通知書により確認する。 ⑦ 公金受取口座情報を入手する。 ⑧ 過納付や返納付があった場合は、納税義務者へ還付、充当を通知する。 ⑨ 納期限までに完納しない場合は、納税義務者に対して督促状を送付する。 ⑩ 督促後も完納しない場合は、滞納整理を行う。 ⑪ 納税義務者等から税に関する各種証明の申請があった場合は、申請に応じた証明書を発行する。 ⑫ 後期高齢者システムに所得情報を提供する。また、後期高齢者医療情報に基づき、社会保険料控除を算出する。 ⑬ 各業務情報に基づき、障害者控除の算出、社会保険料控除の算出、非課税者の抽出、減免額及び控除額の算出を行う。 ⑭ 各業務からの照会に応じ、地方税関係情報を提供する。 ⑮ サービス検索・電子申請機能を参照し、手動で照課システムに入力を行う。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	II 特定個人情報ファイルの概要 (1) 税務関係システムファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	[○] 紙 [○] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [] フラッシュメモリ [] 電子メール [] 専用線 [○] 庁内連携システム [○] 情報提供ネットワークシステム [] その他（ ）	[○] 紙 [○] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [] フラッシュメモリ [] 電子メール [] 専用線 [○] 庁内連携システム [○] 情報提供ネットワークシステム [○] その他（サービス検索・電子申請機能）	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 税務関係システムファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	5件	7件	事前	重要な変更
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 税務関係システムファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 税システム運用・保守・改修委託 ⑤委託先名の確認方法	個人情報の保護に関する法律第75条に基づく個人情報ファイル簿及び横須賀市個人情報の保護に関する法律施行条例第3条第7項に基づく個人情報取扱事務登録簿の閲覧により確認することができる。	個人情報の保護に関する法律等施行取扱規則第6条に基づく届出書を閲覧することにより確認できる。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 税務関係システムファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 データエントリー業務 ⑤委託先名の確認方法	個人情報の保護に関する法律第75条に基づく個人情報ファイル簿及び横須賀市個人情報の保護に関する法律施行条例第3条第7項に基づく個人情報取扱事務登録簿の閲覧により確認することができる。	個人情報の保護に関する法律等施行取扱規則第6条に基づく届出書を閲覧することにより確認できる。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 税務関係システムファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 納税通知書等印字・封入封かん業務委託 ⑤委託先名の確認方法	個人情報の保護に関する法律第75条に基づく個人情報ファイル簿及び横須賀市個人情報の保護に関する法律施行条例第3条第7項に基づく個人情報取扱事務登録簿の閲覧により確認することができる。	個人情報の保護に関する法律等施行取扱規則第6条に基づく届出書を閲覧することにより確認できる。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 税務関係システムファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 軽自動車税申告書の仕分け・発送業務 ⑤委託先名の確認方法	個人情報の保護に関する法律第75条に基づく個人情報ファイル簿及び横須賀市個人情報の保護に関する法律施行条例第3条第7項に基づく個人情報取扱事務登録簿の閲覧により確認することができる。	個人情報の保護に関する法律等施行取扱規則第6条に基づく届出書を閲覧することにより確認できる。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 税務関係システムファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 市税納付推進センター業務委託 ⑤委託先名の確認方法	個人情報の保護に関する法律第75条に基づく個人情報ファイル簿及び横須賀市個人情報の保護に関する法律施行条例第3条第7項に基づく個人情報取扱事務登録簿の閲覧により確認することができる。	個人情報の保護に関する法律等施行取扱規則第6条に基づく届出書を閲覧することにより確認できる。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 税務関係システムファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ⑤委託先名	株式会社アイヴィジット	株式会社アウトソーシングトータルサポート	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 税務関係システムファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [○] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他（ 税務システムのオンライン画面を参照する。 ）	[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [○] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他（ 税務システムのオンライン画面を参照する。 ）	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6 市民税課税業務委託		※委託事項6 市民税課税業務委託 新規追加	事前	重要な変更
	II ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7 相続人調査等業務委託		※委託事項7 相続人調査等業務委託 新規追加	事前	重要な変更
	II 特定個人情報ファイルの概要 (1) 税務関係システムファイル 6. 個人情報の保管・消去 ①保管場所 <横須賀市における措置>	<横須賀市における措置> 横須賀市施設内の生体認証により入退室管理を行っている部屋に設置されたサーバー内に保管する。サーバーへのアクセスはID／パスワードによる認証が必要となる。	<横須賀市における措置> ・関係者以外立ち入り禁止等を表示している。 ・職員については、名札を着用している。 ・サーバー内のデータへのアクセスはID・パスワードによる認証が必要。 ・紙媒体については、鍵付きキャビネットで保管し、退庁時に施錠している。 ・端末については、盗難防止具（鍵付チェーン等）の使用または鍵付キャビネットへの保管を行っている。	事後	記載内容の見直しに伴う修正。
	II 特定個人情報ファイルの概要 (1) 税務関係システムファイル 6. 個人情報の保管・消去 ①保管場所 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置>	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存する。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更に該当するため、再実施と合わせて提出・公表する。
	II 特定個人情報ファイルの概要 (1) 税務関係システムファイル 6. 個人情報の保管・消去 ①保管場所 <ガバメントクラウドにおける措置>		<ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本委環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	重要な変更
	II 特定個人情報ファイルの概要 (1) 税務関係システムファイル 6. 個人情報の保管・消去 ③消去方法 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置>	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。なお、特定個人情報を記録した媒体等を処分する場合は、両方の措置をする。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。 さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。 ③中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更に該当するため、再実施と合わせて提出・公表する。
	II 特定個人情報ファイルの概要 (1) 税務関係システムファイル 6. 個人情報の保管・消去 ③消去方法 <ガバメントクラウドにおける措置>		<ガバメントクラウドにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破壊等を実施する。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 （１）税務関係システムファイル 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク6： 不適切な方法で提供されるリスク リスクに対する措置の内容 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置>	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更に該当するため、再実施と合わせて提出・公表する。
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 （１）税務関係システムファイル 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化している。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化している。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更に該当するため、再実施と合わせて提出・公表する。
	Ⅱ ファイルの概要(GISシステムファイル) 1. 特定個人情報ファイル名	(2) GISシステムファイル	※削除	事前	見直し結果、特定個人情報にあたらないため
	Ⅱ ファイルの概要(家屋評価計算システムファイル) 1. 特定個人情報ファイル名	(3) 家屋評価計算システムファイル	※削除	事前	見直し結果、特定個人情報にあたらないため
	Ⅱ ファイルの概要(eLTAX・国税連携用) 1. 特定個人情報ファイル名	(4) eLTAX・国税連携システムファイル	(2) eLTAX・国税連携システムファイル	事前	重要な変更
	Ⅱ ファイルの概要(eLTAX・納税通知書・督促状等データバックアップファイル) 1. 特定個人情報ファイル名	(5) eLTAX・納税通知書・督促状等データバックアップファイル	(3) eLTAX・納税通知書・督促状等データバックアップファイル	事前	重要な変更
	(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目		税システム変更に伴い、特定個人情報ファイル記録項目の内容を新しい税システムの内容に変更。	事前	重要な変更
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 （１）税務関係システムファイル 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク1： 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	申請、届出等に際し、番号法施行規則の規定に基づいた厳格な本人確認（番号確認及び身元確認）をすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。	・申請、届出等に際し、番号法施行規則の規定に基づいた厳格な本人確認（番号確認及び身元確認）をすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ・マニュアルやweb上で個人番号の提出が必要な者の要件を明示・周知し、対象者以外の情報の入手を防止する。 ・申請時に個人番号付電子申請データに電子証明書を付与することで、本人以外のはなりすましを防止する。	事前	重要な変更
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 （１）税務関係システムファイル 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク1： 目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	申告書等は必要とされる情報以外記載できない書類様式としている。	・申告書等は必要とされる情報以外記載できない書類様式としている。 ・住民がサービス検索・電子申請機能の画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 （１）税務関係システムファイル ２．特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク２： 不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	・住民からの申告等情報については、賦課の資料となる旨を説明した上で取得することとしており、不適切に入手しない。 ・申告書等は、横須賀市を送付先としており、詐取・奪取が行われない。 ・システムへのアクセスについては、業務システム端末からの制限された利用者による照会と登録のみとしており、それ以外の方法ではアクセスできない。	・住民からの申告等情報については、賦課の資料となる旨を説明した上で取得することとしており、不適切に入手しない。 ・申告書等は、横須賀市を送付先としており、詐取・奪取が行われない。 ・システムへのアクセスについては、業務システム端末からの制限された利用者による照会と登録のみとしており、それ以外の方法ではアクセスできない。 ・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。 ・サービス検索・電子申請機能の画面の誘導において住民に何の手続を探し電子申請を行いたいのか理解してもらいながら操作をしていただき、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものが明示することで、住民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1) 税務関係システムファイル 2. 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク 入手の際の本人確認の措置の内容	・住民からの申告等情報については、個人番号カード、又は通知カードと身分証明書の提示による等、法令等に定められた本人確認を実施する。 ・郵送による提出等、記載済みの申告等情報については、記載されている個人番号、宛名の基本4情報と本市で保有している当該情報を比較する。	・住民からの申告等情報については、個人番号カード、又は通知カードと身分証明書の提示による等、法令等に定められた本人確認を実施する。 ・郵送による提出等、記載済みの申告等情報については、記載されている個人番号、宛名の基本4情報と本市で保有している当該情報を比較する。 ・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した地方公共団体は署名検証 (有効性確認、改ざん検知等) を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。	事前	重要な変更
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1) 税務関係システムファイル 2. 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	・上記の通り、入手の各段階で、本人確認とともに、特定個人情報の正確性を確保している。 ・職員にて収集した情報に基づいて、適宜、職権で修正することで、正確性を確保している。	・上記の通り、入手の各段階で、本人確認とともに、特定個人情報の正確性を確保している。 ・職員にて収集した情報に基づいて、適宜、職権で修正することで、正確性を確保している。 ・個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。	事前	重要な変更
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1) 税務関係システムファイル 2. 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク4: 入手の際に特定個人情報 that 漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	・提出された申告書等は、鍵付きの部屋又は保管庫で保管している。 ・委託業者との契約において、秘密保持の遵守に関する条項を明記して、情報の漏えいを防止している。 ・システム間は専用回線で接続されており、それ以外への接続はできないシステムとなっている。 ・団体内統合利用番号連携システムは、中間サーバー・プラットフォームや各システムとの接続に専用回線を用いているため、外部に漏れない。	・提出された申告書等は、鍵付きの部屋又は保管庫で保管している。 ・委託業者との契約において、秘密保持の遵守に関する条項を明記して、情報の漏えいを防止している。 ・システム間は専用回線で接続されており、それ以外への接続はできないシステムとなっている。 ・団体内統合利用番号連携システムは、中間サーバー・プラットフォームや各システムとの接続に専用回線を用いているため、外部に漏れない。 ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間には、専用線であるLGWAN回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。	事前	重要な変更
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1) 税務関係システムファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者 (元職員、アクセス権限のない職員等) によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	・対象業務システムが利用可能な端末をシステム上、限定する仕組みとなっている。 ・システムを利用する必要がある者の特定を行ったうえで、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施する。この際に、ユーザごとに利用可能な機能を制限することで、不正な利用が行うことができない仕組みとなっている。 ・ユーザIDは個人ごとに割り当てられることとし、共用IDの発行は禁止している。 ・認証に使用するパスワードと利用可能な機能は1年1回以上、変更する運用を行っている。	・対象業務システムが利用可能な端末をシステム上、限定する仕組みとなっている。 ・システムを利用する必要がある者の特定を行ったうえで、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施する。この際に、ユーザごとに利用可能な機能を制限することで、不正な利用が行うことができない仕組みとなっている。 ・ユーザIDは個人ごとに割り当てられることとし、共用IDの発行は禁止している。 ・認証に使用するパスワードと利用可能な機能は1年1回以上、変更する運用を行っている。 ・サービス検索・電子申請機能を LGWAN接続端末上で利用する必要がある職員を特定し、個人ごとのユーザーIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行う。 ・なりすましによる不正を防止する観点から共用 ID の利用を禁止する。	事前	重要な変更
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者 (元職員、アクセス権限のない職員等) によって不正に使用されるリスク アクセス権限の発効・失効の管理 具体的な管理方法	パスワードの発行とアクセス権限の付与 ・税務システムを利用する所属において職務上、システム利用が必要となった職員について、情報システム担当課にパスワードを申請する。 ・税務担当課において、システム担当がアクセス権限を付与する。 パスワードとアクセス権の失効 ・税務システムを利用する所属において、異動や退職に伴い、システム利用が不要となった職員について、情報システム担当課にパスワード失効の速やかに依頼する。 ・税務担当課において、システム担当がアクセス権限を速やかに失効する。	パスワードの発行とアクセス権限の付与 ・税務システムを利用する所属において職務上、システム利用が必要となった職員について、情報システム担当課にパスワードを申請する。 ・税務担当課において、システム担当がアクセス権限を付与する。 パスワードとアクセス権の失効 ・税務システムを利用する所属において、異動や退職に伴い、システム利用が不要となった職員について、情報システム担当課にパスワード失効の速やかに依頼する。 ・税務システム担当課において、システム担当がアクセス権限を速やかに失効する。 ・サービス検索・電子申請機能のアクセス権限の発効・失効については、以下の管理を行う。 ① 発効の管理 ・アクセス権限が必要となった場合、ユーザーID管理者が事務に必要な情報にアクセスできるユーザーIDを発効する。 ・ユーザーID管理者が各事務に必要なアクセス権限の管理表を作成する。 ・アクセス権限の付与を必要最低限とする。 ② 失効の管理 定期的又は異動/退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動/退職等情報を確認し、当該事由が生じた際には速やかにアクセス権限を更新し、当該ユーザーIDを失効させる。	事前	重要な変更
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1) 税務関係システムファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者 (元職員、アクセス権限のない職員等) によって不正に使用されるリスク アクセス権限の管理 具体的な管理方法	・アクセス権限に関しては1年1回以上、見直しを実施している。	・アクセス権限に関しては1年1回以上、見直しを実施している。 ・定期的なユーザーID一覧をシステムより出力し、アクセス権限の管理表と突合を行い、アクセス権限の確認及び不正利用の有無をユーザーID管理者が確認を行う。また、不要となったユーザーIDやアクセス権限を速やかに変更又は削除する。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1) 税務関係システムファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク 特定個人情報の使用の記録 具体的な管理方法	税務業務における特定個人情報へのアクセス記録は、システムがアクセスログ（日時、利用者、利用端末、利用情報）として全件記録している。	・税務業務における特定個人情報へのアクセス記録は、システムがアクセスログ（日時、利用者、利用端末、利用情報）として全件記録している。 ・サービス検索・電子申請機能へのアクセスログ、システムへのアクセスログ、操作ログの記録を行い、操作者個人を特定できるようにする。 ・アクセスログ及び操作ログは、改ざんを防止するため、不正プロセス検知ソフトウェアにより、不正なログの書き込み等を防止する。 ・定期的に操作ログをチェックし、不正とみられる操作があった場合、操作内容を確認する。	事前	重要な変更
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク3： 従業者が事務外で使用するリスク リスクに対する措置の内容	従業者が利用可能なシステムは、それぞれの事務分担に応じ制限されており、必要な情報にはアクセスできない措置を講じている。	・従業者が利用可能なシステムは、それぞれの事務分担に応じ制限されており、必要な情報にはアクセスできない措置を講じている。 ・サービス検索・電子申請機能へアクセスできる端末を制限する。 ・外部記憶媒体にサービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、使用管理簿に記載し、事前に責任者の承認を得たうえで複製する。なお、外部記憶媒体は限定されたUSBメモリ等のみを使用する。 ・外部記憶媒体内のデータは暗号化する。	事前	重要な変更
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1) 税務関係システムファイル 7. 個人情報の保管・消去 リスク1： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容 <横須賀市における措置>	<横須賀市における措置> ・盗難を防ぐために、特定個人情報を含む記憶媒体は事務室内の施設ができる場所に保管している。 ・課内にある端末はセキュリティーワイヤーを用いて設置している。 ・サーバ室は生体認証装置による入退室管理を行うとともに、監視カメラで録画している。 ・サーバ室内に設置したサーバは、全て鍵付のサーバラックに設置している。	<横須賀市における措置> ・関係者以外立ち入り禁止等を表示している。 ・職員については、名札を着用している。 ・紙媒体については、鍵付きキャビネットで保管し、退庁時に施錠している。 ・端末については、盗難防止具（鍵付チェーン等）の使用または鍵付キャビネットへの保管を行っている。 ・外部記憶媒体については、限定されたUSBメモリ等以外の利用不可、施錠できるキャビネット等への保管、使用管理簿による管理、などの安全管理措置を講じている。	事前	重要な変更
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1) 税務関係システムファイル 7. 個人情報の保管・消去 リスク1： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置>	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施設管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避している。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録 されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更に該当するため、再実施と合わせて提出・公表する。
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1) 税務関係システムファイル 7. 個人情報の保管・消去 リスク1： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容 <ガバメントクラウドにおける措置>		<ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1) 税務関係システムファイル 7. 個人情報の保管・消去 リスク1： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容 <横須賀市における措置>	<横須賀市における措置> ・盗難を防ぐために、特定個人情報を含む記憶媒体は事務室内の施設でできる場所に保管している。 ・課内にある端末はセキュリティーワイヤーを用いて設置している。 ・サーバ室は生体認証装置による入退室管理を行うとともに、監視カメラで録画している。 ・サーバ室内に設置したサーバは、全て鍵付のサーバラックに設置している。	<横須賀市における措置> ・端末は記録媒体が破壊できない仕様になっている。 ・端末はインターネットに接続できない仕様になっている。 ・特定個人情報を含む記憶媒体は、他のシステムからのアクセスが行えない専用回線を用いている。 ・ウイルス対策ソフトを導入している。 ・ウイルス対策ソフトは、サーバー、クライアント（端末）及びゲートウェイを含めた、包括的な対策を講じている。 ・常に最新のウイルス定義ファイル（パターンファイル）を使用している。 ・定期的にウイルス対策ソフトの更新状況を確認している。 ・インターネット等外部ネットワークとは分離し、不正アクセス防止をしている。 ・外部接続（インターネット接続を含む）におけるアクセス制御に関する管理策として、ファイアウォールやルータを設置している。 ・サーバークラウド及びプラットフォームには、セキュリティ修正プログラムを適用している。 ・システムや端末利用者を識別するアカウントの管理を行う。 ・パスワードのアクセス権限は、必要最小限の設定としている。 ・異動等により、不要となったアカウントについては削除している。 ・非常時等緊急アカウントは、必要最小限での利用とし、通常運用時には、一般職員のアカウントを利用している。 ・不正アクセス時の通報、不正アクセスの事前対策を講じる手段として定期的にログを監視・保管している。 ・情報漏洩は適切に発生している。 ・端末は画面表示を見やすい場所に設置、または覗き見防止フィルターを設置している。 ・機密時は、次の適切な管理を行っている。パソコンの電源を切る、パスワード付スクリンセーバー、パソコンのキーボードロック、ログアウト（ログオフ）、画面表示を起動初期状態（情報の検索結果などが表示されていない状態）にする等 ・サービス提供・電子申請機能と地方公共団体との間は、専用線であるLVWAN回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。	事前	重要な変更
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1) 税務関係システムファイル 7. 個人情報の保管・消去 リスク1： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置>	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施設管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避している。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームではUTM（コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置）等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行っている。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行っている。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行っている。 ④中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 ⑤中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ⑥中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ⑦中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態が発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更に該当するため、再実施と合わせて提出・公表する。
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1) 税務関係システムファイル 7. 個人情報の保管・消去 リスク1： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容 <ガバメントクラウドにおける措置>		<ガバメントクラウドにおける措置> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP（「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」（令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。）に規定する「ASP」をいう。以下同じ。）又はガバメントクラウド運用管理補助者（利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。）は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク2： 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク リスクに対する措置の内容	保有する情報は、異動があった場合に随時更新しているため、古い情報のまま保管されるリスクはない。	・保有する情報は、異動があった場合に随時更新しているため、古い情報のまま保管されるリスクはない。 ・LGWAN接続端末は、基本的には、個人番号付電子申請データの一時保管として使用するが、一時保管中に再申請や申請情報の訂正が発生した場合には古い情報で審査等を行わないよう、履歴管理を行う。	事前	重要な変更
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1) 税務関係システムファイル 7. 個人情報の保管・消去 リスク3：特定個人情報の消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順 手順の内容	・媒体等の処分の際には、情報を復元できないよう、電子情報消去専用ソフトウェアによる電子情報の消去、媒体等に対する磁気照射により電子情報の消去又は電子情報を復元不可能な状態にするべく媒体等の物理的破壊、のいずれかの措置を行います。なお、特定個人情報を記録した媒体等を処分する場合は、両方の措置をする。 ・申告書等については、地方税法等に更正・決定等の期間制限、地方税・還付金の消滅時効、証明書の交付期間についての定めがあり、これらに準拠して保管及び廃棄を行います。廃棄は、情報漏えいがないよう裁断、溶解等の方法を取る。	・媒体等の処分の際には、情報を復元できないよう、電子情報消去専用ソフトウェアによる電子情報の消去、媒体等に対する磁気照射により電子情報の消去又は電子情報を復元不可能な状態にするべく媒体等の物理的破壊、のいずれかの措置を行います。なお、特定個人情報を記録した媒体等を処分する場合は、両方の措置をする。 ・申告書等については、地方税法等に更正・決定等の期間制限、地方税・還付金の消滅時効、証明書の交付期間についての定めがあり、これらに準拠して保管及び廃棄を行います。廃棄は、情報漏えいがないよう裁断、溶解等の方法を取る。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	事前	重要な変更
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 1. 特定個人情報ファイル名	(4) eLTAX・国税連携システムファイル	(2) eLTAX・国税連携システムファイル	事前	項番ずれに伴う修正
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 1. 特定個人情報ファイル名	(5) eLTAX・納税通知書・督促状等データバックアップファイル	(3) eLTAX・納税通知書・督促状等データバックアップファイル	事前	項番ずれに伴う修正
	Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的内容 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 ②政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者は、定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更に関するため、再実施と合わせて提出・公表する。
	Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的内容 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞		＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	事前	重要な変更
	Ⅳ その他のリスク対策 3. その他のリスク対策 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、ＩＴリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更に関するため、再実施と合わせて提出・公表する。
	Ⅳ その他のリスク対策 3. その他のリスク対策 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞		＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	事前	重要な変更